

## 平成23年第2回防府市議会定例会会議録（その7）

○平成23年3月14日（月曜日）

---

### ○議事日程

平成23年3月14日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 市長行政報告
  - 4 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	松 村 学 君	2 番	土 井 章 君
3 番	山 根 祐 二 君	5 番	中 林 堅 造 君
6 番	斉 藤 旭 君	7 番	重 川 恭 年 君
8 番	青 木 明 夫 君	9 番	山 田 耕 治 君
10 番	河 杉 憲 二 君	11 番	久 保 玄 爾 君
12 番	田 中 健 次 君	13 番	藤 本 和 久 君
14 番	三 原 昭 治 君	15 番	木 村 一 彦 君
16 番	横 田 和 雄 君	17 番	安 藤 二 郎 君
18 番	高 砂 朋 子 君	19 番	弘 中 正 俊 君
20 番	大 田 雄 二 郎 君	21 番	佐 鹿 博 敏 君
22 番	今 津 誠 一 君	23 番	山 下 和 明 君
25 番	田 中 敏 靖 君	26 番	山 本 久 江 君
27 番	行 重 延 昭 君		

---

### ○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	杉山一茂君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長 森重豊君 議会事務局次長 山本森優君

○議長（行重 延昭君） 開会に先立ちまして、先日の平成23年東北地方太平洋沖地震により、非常に多くの方が被災され、また、多くの尊い命が失われております。この多くの犠牲者の方々の御冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。

それでは、御起立をお願いいたします。黙祷始め。

〔黙祷〕

○議長（行重 延昭君） 黙祷を終わります。御協力、ありがとうございました。

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部におきましては、村田農業委員会事務局長が所用のため欠席の旨の届け出に接しておりますので、御報告を申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。10番、河杉議員、12番、田中健次議員、御兩名をお願い申し上げます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。市長より行政報告したい旨の届け出がございましたので、この際、これを日程に追加したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、市長行政報告を日程に追加いたします。したがって、議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願いいたします。

これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 平成23年東北地方太平洋沖地震に対する対応状況等について御報告申し上げます。

御存じのとおり、平成23年3月11日14時46分ごろに、三陸沖で日本観測史上最悪となるマグニチュード9.0という大地震、東北地方太平洋沖地震が発生いたしました。この地震及びこれに伴う津波により、多数の尊い生命が奪われるなど、未曾有の被害が発生しております。まずもって、被災されました皆様に、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました皆様の御冥福を謹んでお祈り申し上げます。また、連絡のとれない方々の御無事をお祈り申し上げます。

本市におきましては、津波注意報の発令を受け、直ちに第一次警戒態勢をとるとともに、同報系防災行政無線や広報車を通じて、注意を呼びかけるなど、対応を行ってまいりました。

本市では、11日18時42分に第一波、20センチメートルが観測され、また23時39分にも最高潮位の20センチメートルが観測されましたが、幸いにして、被害などは生じておりません。

本市は、一昨年のもう一つの豪雨災害の折、全国から温かい支援をいただいた市でございます。できる限りの支援をさせていただくことが私たちの務めでありますので、直ちに被災地の支援を行うことといたしました。

災害への支援の状況についてでございますが、まず、消防本部におきましては、その日のうちに救急出動に備え13名の派遣準備を終えております。また、水道局においては、昨日、正午、水道局の職員3名を、2トンの水の入った給水車と2,000枚の給水袋並びに500本のペットボトルを満載した四輪駆動車とともに、被災地に向け出発いたしました。その後、日本水道協会本部から要請が入りまして、行き先を福島県郡山市に決定しております。本日午後には、現地で支援を開始する見込みでございます。

また本日、被災地支援を行うため、私を議長といたします防府市災害支援対策協議会を立ち上げ、今後、情報の共有化を図るとともに、的確な、可能な限りの支援対策を実施してまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

---

#### 一般質問

○議長（行重 延昭君） それでは、これより質問に入ります。最初は14番、三原議員。

〔14番 三原 昭治君 登壇〕

○14番（三原 昭治君） おはようございます。民意クラブの三原昭治です。質問に入る前に、11日に東日本で発生しました大地震と大津波により亡くなられた多くの方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、いまだに行方不明や、救助を求めておられる多くの人々が、一刻も早く、無事で、所在が確認され、救助、救出されますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは通告に従いまして、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、野良犬・野良猫対策についてです。

近年、市内の各地域で野良犬、いわゆる野犬が多く出没しています。野犬たちは群れをなし、えさを求めて、ごみ収集場などを荒らし、ごみ袋の中身を路上に散乱させたり、市の空き缶等ポイ捨て及び犬のふんの放置条例も何のその、あちらこちらに、我が物顔で、ふん尿をまき散らしております。また、市民にかみつくという被害も出ており、市民からは怖い、もし子どもやお年寄りでも襲われたら大変なことになるなど、早急な対策を望んでいます。

一方、野良犬も増加してきており、同じくふんや尿などによる環境被害も多く発生しており、その対策を求める声が市民や自治会などから上がっていますが、市としての対策、取り組みはどのようにされているのか、お尋ねいたします。

次に2点目は、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターについて質問します。

山口・防府地域工芸地場産業振興センターは、平成2年4月に設置され、ことして21年目を迎えますが、その目的と役割、事業内容、そして運営体制はどのようにされているのか、お尋ねします。また、厳しい経済情勢下にある市内の地場産業の振興への取り組みはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターの役割と運営についての御質問にお答えいたします。

地場産業振興センターは、工芸、地場産業の健全な育成及び発展を図るための必要な事業を行い、もって地域経済の発展、地域住民の生活文化の向上及び福祉の増進に寄与することを目的として、山口県や2市6町と、商工会議所等23の関係団体の出捐金により、昭和63年10月設立、平成2年4月に開館しており、同センターの運営につきましては、理事長、副理事長、専務理事、理事の計14名で構成されます理事会により、毎年度、事業計画の決定、前年度の事業報告の承認、センター運営に関する事項を決定することとなっております。

同センターの役割は、工芸、地場産業の健全な育成及び発展を図るため、消費者の指向多様化に対応しながら、商品力を高める新製品の開発支援を推進すること、また、地場産業振興のために、売れる商品の具現化に不可欠である消費者からの情報収集、そしてその分析評価を行うとともに、製造事業者と連携しつつ、ニーズに訴求した新製品の創出を支援していくこと、さらに恒常的な消費が見込める県内、あるいは近距離にある中国・四国地方の商圈、さらには東京、大阪、名古屋をはじめとした大消費地の3地域における販路開拓の推進に努めることでございます。

そして、これらの目的を達成するため地元商工団体・企業・組合と連携し、地域資源活用新事業展開支援事業、地域産業育成支援事業、ふるさと産業振興支援事業とともに、自主事業、直営事業等を実施しているところでございます。これらには特産品の販売や、施設貸し出しなどがございます。

このうち、まず最初に、地域資源活用新事業展開支援事業につきましては、恒常的な消費が見込める市内・県内での販路開拓のため、毎年秋には「じばさんフェア」を開催しております。その中では新製品の開発支援を推進し、商品力を高めていくことを目的とした「ふるさと企業展示会」や「工芸品製作・体験コーナー」もあわせて開催しております。

昨年11月13日から2日間開催いたしました「じばさんフェア」におきましては、全国の地場産業振興センターの御協力による全国ふるさと自慢フェアをあわせて開催いたしましたところ、約5万人の来場者がございました。今や市民の皆様にとって、なくてはならないイベントの一つとして定着しているところでございます。

また、大消費地並びに全国広域での販路開拓を目的として、千葉幕張メッセで開催される「国際食品・飲料展」へ、平成21年度から出展しております。全国規模での販路開拓を図っているところでございます。

この「国際食品・飲料展」は、国内1,000社、そして海外1,500社の出展、来場者は7万人を超えるアジア最大級の食品展示会でございます。全国各地から多くの仕入れ販売担当者が集まるものでございます。平成21年度は販路開拓のため、同センターから2社が出展いたしまして、商談数は合わせて約300件に及んだとの報告を受けているところでございます。

次に、地域産業育成支援事業につきましては、地域の中小企業の商品・サービス開発支援を推進するために、「売れるものづくり支援事業委員会」を組織しております。同委員会より選任された相談員による企業訪問を通じ、新たな事業への取り組みとのマッチングを行っているところでございます。

支援対象者の縫製メーカーが考案・開発されました「住宅用エアバッグ」は特許を取得され、発売に向け準備を進めておられますが、申請にかかる支援並びに10回以上にわたる運用実験を支援いたしております。

次に、ふるさと産業振興支援事業につきましては、中小企業振興を目的とした山口県からの受託事業で、2名の地域資源活用コーディネーターによる新商品開発支援並びに販路開拓支援の2点をテーマとして、支援活動を実施しているところでございます。

次に、自主事業のうち、まず、春に行う「じばさんフェア」につきましては、防府地域及び県内産の特産品を展示即売しておりますが、昨年は3万5,000人の来場をいただき、盛大に開催されたところでございます。この「じばさん春まつり」は、つくり手の顔が見えるイベントとして、市内・県内の販路拡大を目的にされております。また、同センター職員による中小企業からの紹介に対し、相談支援、情報提供等を行っております。

さらに、地元地域での販路開拓や、センター情報誌「D. P. PRESS」に「確かな技術と情熱に裏打ちされたモノづくり」をテーマとして約1,400部作成し、事業所への情報提供を行っております。

次に、直営事業につきましては、特産品販売事業と施設貸付事業がございまして、特産品販売事業は、商品の展示・販売のほかギフトによる企画販売、さらに定期的な販売促進イベントの開催や地域内外での催事に出店するなど、積極的に推進しているところでございます。

以上の各事業を推進していくとともに、厳しい経済状況下にある地場産業の振興に資するため、県や各関係機関と連携を図りながら、相談員やコーディネーターによる地域内企業の個別訪問を行いまして、各種の支援施策の紹介、新商品開発・製品改良の支援や販路開拓支援を今後も積極的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

残余の御質問につきましては、生活環境部長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 御答弁ありがとうございました。

まず、先般、同僚の久保議員さんが質問されましたことについて、たしかそのとき部長さんは、ちょっとわからないという答弁がございましたので、その点について、再度お尋ねいたします。

今、2名の地域資源活用コーディネーターと売れるものづくり支援事業相談員の方が1名いらっしゃると思うんですが、先般の質問では、どういう経歴の方がどういう内容の仕事をしているかというのがよく把握されてなかったと思いますので、改めてその点をお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 最初に、地域資源活用コーディネーター2名の御質問でございますけども、これは県からの委託事業でありますふるさと産業振興支援事業、これに21年から3カ年事業として取り組んでおります。この中で、2名の方のコーディネーターとして、平成21年5月1日から1人、そして22年4月5日から1人、採用しております。

続きまして、売れるものづくりの中小企業支援の相談員さんでございますけども、平成19年度から売れるものづくり支援事業、これを実施しておりますけども、平成20年6月から中小企業支援相談として、これをしております。この方の資格につきましては、大手証券会社を勤務された後に1級販売士の資格を持っておられるというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 今、売れるものづくりの相談員の方は、大手証券会社等々経歴というのがわかりましたが、県からの派遣された委託事業のコーディネーターの方はわかりになりますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） いずれの方も長年、民間企業で経験を積みまして、そして21年5月1日から、そして22年4月5日から採用しております。資格につきましては、特段の資格は持っていらっしゃらないというふうにお聞きしています。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございました。

さて、先ほどの市長の答弁の中で地域資源活用新事業展開支援事業、ふるさと産業振興支援事業、地域産業育成支援事業、自主事業、直営事業等々、いろいろな分野で頑張っ

いるというお話でありまして、その中で、近年は住宅用エアバッグというのが新製品として特許をとられたと申されましたが、そのほか、これまでの実績として、新製品、商品の開発、どのような新製品、商品が開発されてきたか、また販路の拡大という大きな目的もございまして、どのような形で販路の拡大が実現できたのか、どういう方面で販路が、多く拡大されたのか、具体的に教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず住宅用のエアバッグ等の新製品の開発でございますけれども、この件につきましては、先ほど説明を申し上げました、売れるものづくり支援事業、そして地域資源活用コーディネーター、2名の方によりまして、新製品の開発とか、いろんなことで、相談業務を実施しておられるわけでございますけれども、新製品の開発につきましては、今、議員紹介されたエアバッグの件以外に、特段はないというふうにお聞きをしております。

また販路拡大におきましても、中小企業相談員の方、コーディネーターの方が積極的に相談に応じておられまして、中小企業相談員の方につきましては、平成21年度延べ263件、そして地域資源活用につきましても、年間300件を超える相談数、これを受けられまして、販路拡大しようと、相談に乗っておられるということをお聞きしております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 相談に乗っているということはわかります。それが仕事ですから、相談に乗らないほうがあれなんですけど。今、私がお尋ねしたのは、もう二十数年たちます。さっき私は平成2年と申しましたのは、ちょっと63年でした。開館されたのが平成2年ということでありましたので、もう二十数年たっております。その中で、今部長言われたけど、相談はもちろん、これはそのためにいらっしゃるわけでありまして相談をお受けになることはもちろんのことなんですけど、その、私は実績を教えていただきたいということなので、その販路拡大された実績を教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 実績につきまして、今ここに詳細なものを持っておりませんので説明することができません。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 本来なら暫時休憩してもらって、実績を調べてきていただくというぐらいの気持ちで、今、私はいつも一般質問、やっておりますけど、実績、まあ主な仕事、中心となる仕事、やはり地場産品のこうした新製品、新商品の開発、そして販路の拡大、それにかかわる経済的効果、そして経済活性化と、先ほど申されましたが、それ

が主な仕事でありまして、やはりその点は、後でもよろしいですから、ちゃんと教えていただきたいと思いますが。

先ほどこっちこの二十数年間のことを私はお尋ねしたんですが、住宅用エアバッグ、これは最近の話なんです、それ以前に私は新製品、新商品の開発はどのようなものをされてきたのかと、恐らく二十何年も年月がたつとけば、何点かはあるはずだなというのが、私が素人だからそういうふうに思うのかもしれませんが。その点はいかがでしょう。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えします。

平成6年から8年にかけて、「わたしの防府」という銘菓でございますけども、この製品の研究をされ、発売をされたという経緯がございます。

それともう1件でございますけども、簡易万能バットの洗浄機、「バットウォッシャー」と通称申しますけども、この開発に平成7年から2年間ですか、これを新商品を開発をされて発売されたという実績、これがあります。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それにしても、さっきのエアバッグを入れても二十何年で3件、新商品が。本当に、私はこのセンターが機能を果たしているのかなと、大変疑問に感じるのですが。

そこで、先ほど申されました「わたしの防府」と、銘菓。そして「バットウォッシャー」という洗浄機、その後、順調に販売、または活用されているかどうかお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 「わたしの防府」につきましてですが、平成6年から商品開発を実施され、平成7年度から販売を開始されたと聞いております。そして、その間はかなりの売り上げがあったようでございますけども、平成9年度からは、広報宣伝費等の財源不足によりまして急激に売り上げが低下した、そして残念ながら販売を中止されたというふうに聞いております。

続きまして、万能バットでございますが、平成の7年から防府水産加工製品組合のニーズによりまして開発をされております。開発に当たりましては、産学官一体となった開発に取り組まれまして、平成8年度に完成となったというふうにお聞きしております。機械が完成をしたということでございます。

そして、平成9年1月14日から、販売促進のための周知を図られました。そして最初は便利だとの評価を受けておったのですけども、その販売価格が300万円程度というこ

とをお聞きしております。そのため、発注をしたんですけれども受注が思わしくなかったというふう聞いております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） これね、もう少しきちんとした答弁を私はいただきたいと思います。というのは「わたしの防府」という製菓、お菓子をつくられて、かなりの売り上げがあったという漠然とした言葉、あいまいな言葉、アバウトな言葉、これ、やっぱりこういう大事な仕事をされているという、さっき御答弁がありましたけど、それだったらその実績は、例えば7年度から販売されれば、7年度はどのぐらい売れたと。そして8年度はどのぐらい売れたと。そして9年度はどのぐらいに落ち込んだとか、数値的なものをちゃんと拾っておかなければ、これ、ただやっただけであって後につながることはならないと思います。それは新製品、新商品つくって、すべてのものが売れるとは限りません。売れないときもある。だめなときもある。そのちゃんとした根拠をとらえておけば、それがまた反省材料になって、私は次のステップに行けるんじゃないか。

そして、先ほど申されました洗浄機においても、価格が高いからと、当初は好評であったと。最初のときは好評であったということだったら、例えばですよ、まずおわかりにならないと思いますが、好評で、何台ぐらい売れたのかとお尋ねしたいんですが、おわかりになりますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 万能バットでございますけれども、先ほど申し上げました約300万円の販売価格で高額でございました。その結果、販売、発注は件数はなかったというふうにお聞きをしております。

それと先ほどの「わたしの防府」の発売金額ですけれども、数千万円ほど平均であったということはお聞きしています。販売額が数千万円あったというふうにお聞きしております。

○14番（三原 昭治君） 年間で。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 数千万円ということ、いいです、あれなんですけど。もっと本当にこのセンター自体が、私、本当に必要なかどうかなど。今の話を聞きまして、その二十数年間に新製品がエアバッグを含めて3つ。販路の拡大についても十分な把握はされてない。ただ相談件数だけを述べられる。本当にこれ、このセンター自体が、以前も同僚議員がこのセンターについての質問をされて、大変疑義がある、疑問があるという質問だったと思いますが。だけど、これ、当初は2市6町でスタートされたと私は記憶しておりますが、現在、今、何市でやっていますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 現在、山口市、美祢市、そして防府市の3市でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それで、その年間の出資比率というのはどういうふうになってるんですか。比率、額ね。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 平成21年度でございます。山口市が85万4,000円——すみません、先ほど山口市、美祢市、防府市と申しましたけども、1件、阿東町が入っております。平成21年度ですから。これが14万8,000円、そして美祢市が21万4,000円、これの負担金をいただいております。また、当初でございますけども、出捐金につきましては、防府市が835万円、山口市が50万円、それと美祢市におきましても10万円ということで、当初、先ほど議員が申されました2市6町と、今現在、相当、合併等によりまして、負担割合も変わっております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 今、2市と阿東町は言われたんだけど、防府市、これは補助金という形なんですけど、防府市の金額は。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 当市の21年度の補助金でございますけども、総額で6,857万3,000円ということでございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） ということは、これ、自主的にもう防府市が主導して、運営しているということで間違いございませんね。たしか理事会においても、ちょっとお尋ねしたんですが、首長さんも出てこられない。代理の方が理事会にも出てこられてという形なんですけど。

そこで、ちょっと話は変わりますが、貸し館施設ということで、現在1階の部分にあるFMわっしょいと軽食喫茶ですか、2店舗についてお貸しをされておりますが、それぞれの家賃を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） お答えします。

家賃につきましては、両方、先ほど申されました喫茶部分、そしてスタジオ部分、合わせまして年間で60万円、これの賃貸の契約を締結されておるとのことでございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） これを合わせてということは、FMわっしょいさんと軽食喫茶さんは同じ経営者ということなんですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 経営者につきましては調査しておりませんが、地場産業振興センターにつきましては、この使用面積、スタジオ部分と喫茶コーナー、合わせまして、年額の、先ほど申しました60万円で契約ということになっております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） これおかしいことないですか。月に5万円ですけど、2店舗に貸し出しをしているのに、1店舗に請求して1店舗からいただくという。こういうことは普通あり得ることかどうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 先ほど年額60万円と申しましたけども、あくまでもセンターといたしましては、年額60万円で1階部分を賃貸契約されているというふうにお聞きしております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 私が調べましたけど、これは別々の経営者です。全く別々です。そして年間60万円は間違いありません。月5万円です。請求が、FMわっしょいさんに請求をされて、領収もFMわっしょいさんに切られております。

で、例えばこういうことというのはいり得る——じゃあ軽食の方の家賃は、だれがどのように徴収されているのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 把握しておりません。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） ちょっと暫時休憩して調べてください。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。調査してください。

午前10時39分 休憩

---

午前10時54分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） それでは、賃貸者契約につきましてでございますが、

先ほど申し上げましたとおり、この建物の1階部分、148.19平方メートル、これを、毎年でございますけども、地場産業振興センター、そして防府コミュニティFM、この両者により契約をされております。料金につきましては、1カ月5万円、年間で60万円でございます。

そして、議員御指摘の喫茶部分でございますけども、プラスワンという、今、企業に貸しておられるとのことでございます。この契約書には、転貸借のことが第11条、これに上げておられまして、甲の承認、甲が――地場産業振興センターでございますけども、ここが承認を受けないで物件を第三者に転貸ししてはならないとなっておりますけども、毎年この承認を受けるための申請、これを提出をされているとのことでございます。

なお、そのプラスワンさんが、それじゃ毎月料金を幾ら払っておられるかということにつきましては、今聞いたところ、無償というふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） さっき、11条ということを言われましたけど、この11条は何の11条で――もう一遍ちょっと確認したいのですが、承認を受けないで転貸しはできないということが明記してあるということなんですか。であれば、地場振興センターも、転貸しはいいですよということやってるわけですか。それとも、これ、貸しているのは、さっき言われた148.19を全部FMさんに貸してるから5万円ですよということか。借りたものはどのように使ってもいいということなのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 先ほどの契約でございますけども、地場産業振興センターとFM局との契約でございます。面積が148.19平米、これに対しましてスタジオ部分が44.28平方メートルございます。残りにつきましては、喫茶軽食の部分と聞いております。

それと、先ほど転貸借を申し上げましたけども、この契約、先ほど申し上げましたとおり、地場産業振興センターとFM局の契約の条項でございまして、第11条、転貸借のことを述べております。ここに、契約書にありますのは、甲の承認――甲というのが先ほど申し上げました地場産業振興センターでございますけども、この承認を受けないで物件を第三者に貸してはならないというふうなことが定められておりますけども、毎年、この地場産業振興センターに、ここの部分、喫茶軽食コーナーに、ここの、先ほど申し上げましたプラスワン、これが入居されることについて、毎年、その申請がセンターのほうへ出て、それを承認をしているというところでございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 契約書に書いてあると言われればそうですが、通常、こういうことがあり得るわけですか。例えば、これはもうどちらかといったら甲が、大きく防府市が6,800万円ですか、21年度は、そんなに多額の補助金を出しているところが、これは公的施設といっても、もう過言ではありませんけども、そこが転借を認めるような約束をするというのは、これは通常、常識的にあり得ることなんですか。これはたしか市長が理事長だったと思いますが、この点、どう思われますか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も就任以来、理事長を務めております。議員も御存じのとおり、あちらには喫茶食堂部分を経営しておられる方がおられました。その方がおやめになられて、あそこの部分が完全な空き家になった時期が一時期ございます。そういう中で、FMわっしょいに来られる方々や、あるいは上の商工会議所の方々などなどから、あの部分が何も使われてないのは実に寂しいと、こういうような声を私も聞いたことはございます。

そうした経緯の中で、歴代のあちらのほうの責任者であります常務理事と申しますか、専務理事と申しますか、そういう立場の方、あるいはプロパーでおります者との協議の中で、空き家でそのまま置いておくよりはFMわっしょいさんに使っていただこうと。使っていただくことによって喫茶の部分が活性化していけば、それでいいじゃないかと、こんなような考え方の中ではないのかなと、私なりに感じております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それは本当、勝手な解釈の考え方でありまして、公的施設といっても過言ではない部分が、施設が、こういうことは全く許されるものではないと思います。時間的なものがありますので。契約の中にこれがあると、だれが考えたってこれはおかしい話であって、FMわっしょいさんのほうは借りられたんなら全部FMわっしょいさんが使えば別に問題はないことであって、それがまた違うところにお貸しするというのも全く妙な話で、私は納得ができません。

それと家賃が5万円ということなんです、445坪、上の商工会議所の所有の施設は、坪単価が7万円から8万3,000円です。大変、この開きもおかしい話だなと。どこがどのようになっているのかなと、大変疑問に感じているところでございます。この点については、再度また、私は調査してお尋ねしたいと思いますが、大変疑義を感じるということは申し述べておきます。

そして、次ですけど、地場産業振興センター、通称デザインプラザ防府と言わせてもらいますが、このデザインプラザ防府の今の人員体制、何人で運営されているか教えてください。

さい。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 現在、センターの職員体制ということでございますけれども、専務理事の方が1名、正規職員が4名、臨時職員の方が5名ということをお聞きしております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） で、私がすごく疑問に感じているのが、その中で一つあるんですが、デザインプラザも大変頑張っていて、何か、いろいろ聞くと、市の行政改革に対して、いろいろ私たちも指導、指示を受けてやっておると。ということから、平成14年度に空席になっていた事務局長ポスト、これが昨年4月から8年ぶりに復活したわけですが、それまでは不在で、空席で全く支障もなかったということを書いていらっしやいましたが、どうして急遽これ、去年、8年ぶりに復活したのか、その理由を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御質問のとおり、平成22年につきましては、従来の専務理事だけではなく、新たに事務局長ということで就任をされております。

ただ、いろんな事情によりまして、昨年の5月で事務局長、退職をされました。この22年度になぜ2人体制になったかということにつきましては、今後の中小企業の振興を図るためには、また地場産業の振興を図るためには、このデザインプラザの役目がますます大きくなり、そして積極的に取り組まなくてはいけないということで、2名体制にされたものと思っております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 大変、おかしいことないですか。振興を図るため、また大変職務がこれは増えてくるからということで、4、5で事情があつてやめられて、この3月まで10カ月間空席、2カ月で、その重責という仕事がもう完了したということですか、それでいいんですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 事務局長におきましては、先ほど産業振興部長、お答えしましたが、商工部門の振興ということで、地場産業振興センターと協議して事務局長を置いたわけですが、こちらのほうのまた要請も協議させていただいて、職員の必要性もありましたので、また協議させていただいて、また別のところへ移っていただいたという経緯がございます。

○14番（三原 昭治君） いや、さっき言った、2カ月で任務が終わったんですかというのを聞いているんです。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 2カ月で終わったということではなくて、ちょっとこちらのほうから、地場産業振興センターのほうには御無理を言ったといった形でございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 何と妙な答弁でございますね。これ、いろいろ調べてみたら、毎年、地場産業振興センターのほうから秋ごろには予算要望がされるわけですよ。そして予算要望されて、2月には市がもう示達されているわけですよ、2月には。もう予算要望される時点で、先ほど答弁があったように、振興を図るために、事務量も増えるから、仕事量も増えるから、必要だから、要請があったからって言われて、予算を示達した後にまた予算を追加しとるじゃないですか。これ、どういうことなんですか。一度示達した予算を、追加で一人分の給料を示達しとるじゃないですか。これはどういうことなんですか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。調査してください。

午前11時 7分 休憩

---

午前11時12分 開議

○議長（行重 延昭君） では、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員御質問の、追加で予算が増えたということでございますけれども、今回、平成22年度の予算要求に向けまして、復活予算で、さらに商工振興のために予算の増額、これをお願いをしたところでございます。その中で、平成22年度につきましては、先ほど申し上げました300万円ほどの増額、これをセンターのほうに、来たということでございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 復活予算で商工振興のためお願いしたと。だれがお願いされたわけですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 地場産業振興センターのほうから依頼がありまして、産業振興部のほうからということでございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 地場産業振興センターにも私はお話を聞きに行きました。現

在の専務も張り切っていらっしやいましたよ。私は就任以来、二人、三人前、一生懸命働いておりますと。仕事が楽しいですと。足りませんかって言ったら、いいえ、全然そういうことありませんという言葉、私はつい先日聞いてきたんですが、その中で予算が、そこでそちらのほうから要望される、要求されるというのは大変おかしな話だと私は思っております。

まだまだ何の仕事がどのように増えたかということも、いろいろお尋ねしたいんですけど、次の質問があって、私はいつも時間ぎりぎりになりますのであれですけど。

最後に、恐らく裏で一緒に話されて、つくってこられた言葉だと思うんですけど。例えば、予算要求がある、要望がある。これを最終的に決定する、決めるのはだれであって、その決定した理由について、理事長の市長、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 質問の意味がよくわからないんですが、もう一回お願いします。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） このポストが必要だということは、センターのほうから要請があったと。それを受けて、多分、要請があったということは、市長もこのセンターの理事長です。相談もきちっとあったと思います。どういう理由で、どのように必要なんだと。それを受けて、今、復活予算でついたということでもありますので、それを認めた理由を教えてくださいたいと。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 意味がわかりましたが、まず、私はそのような要請を受けてはおりません。

それから2点目は、私はこれから先は推測でございますけども、毎年2月、3月になりますと、退職していく部長、課長の後の処遇、いろんなことがございますね。そうしていく中で1名ほど処遇をしなければならぬ、そういう状況が恐らくきつと出てきたんだろうと思うんです。そういう中で、この地場産業振興センターには数年前まで、議員も指摘がありましたし、皆様御存じのとおり、専務理事のほかには事務局長というポストがあったわけでありまして、それをこういう団塊の世代が退職していく、たくさんの退職の、市の職員が出ていく中で、一つ処遇をしていかななくてはならないということもあわせ、商工振興を図っていかなければならないという時流と合致しまして、そして、そういうポストを用意をしたと。

ところが、その後、皆様御存じのとおり、副市長が退職をされたと。そして副市長に水道管理者であった中村氏を招へいしたと。で、水道管理者に、当時、別なところにおられ

た浅田氏を招いたという形の中で、それではという形の玉突きがそこで起こってきて、足らなくなったと。そこに2名体制で専務理事と事務局長とを置いていた地場産でありましたけども、急遽そのうちの1名に無理を言って、またかわってもらったと、こういう玉突き現象が起こったというふうに私は理解をしております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 処遇、処遇とさっきから言われますけど、この300万円というのは市民の税金ですからね。処遇、処遇って言って、これ、いわゆる天下りのポストという言葉にも私は聞こえてなりません。

そして、もう一つは、商工振興を図るためにも必要だったということも合致してという答弁でございますが、その必要だと思うのが2カ月しかいない、空席になるということは、大変これは、だれが見ても、だれが考えても、大変おかしな話ですよ。そして一番おかしなのは、そのトップである理事長に要請も何もないということが大変おかしな話ですよ。やはり相談があつてしかるべきでしょうと私は思います。

時間がありませんので、この問題等につきまして、まだまだほかにもたくさんあります。それらにつきましても、追ってまた質問させていただきます。本当に、今、私、申しましたけども、いわゆる天下り先をつくるような市の体制、そして俗人的なポストと言ってもおかしくない対応の仕方、私はこれが、いつも市長が言われるスピード感を持ち――約2カ月でかわるといふのは、スピード感を持ち、どんどんさらに進化させるという、これが聖域なき行政改革だなということを改めて認識しました。この質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、野良犬・野良猫対策について、生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 続きまして、野良犬・野良猫対策についてお答えいたします。

この問題につきましても、県下各市町とも対策に苦慮しておりまして、本市におきましても野良犬、野良猫に関する多くの情報や苦情が寄せられているところでございます。

中でも野良犬につきましても、本市では、ほぼ市内一円に生息しており、野良犬に追いかけられる、あるいはかまれるなどの被害も報告されていることから、近年では特に喫緊の課題として、実効性のある対策が急務となっております。

具体的な取り組みといたしましては、野良犬の捕獲及びえさやり防止に向けた啓発活動になりますが、議員御承知のとおり、野良犬の捕獲業務は、「山口県飼犬等取締条例」により、山口県山口健康福祉センターが行っております。市は県が行う捕獲業務を側面から補佐するという立場ではありますが、県からの要請があれば、今後も連携を密にし、積極的に協力をしていきたいと考えております。

一方、野良犬が増殖する原因となっております捨て犬や、野良犬に対する無責任なえさやり行為を放置する取り組みといたしましては、市広報を活用した広報活動のほか、特に野良犬が多い地域に関しましては、県が作成しております啓発チラシを、自治会長を通じて全戸配布いたしております。

また、市内各地域の自治会連合会等の会議が開催されるときは、要望に応じて、県と共同で野良犬対策の現状等について、説明会を行ってきております。

市といたしましては、こうした活動を通じて、動物愛護の名のもとで行われる無責任な行為の抑制に少しでもつなげていきたいと考えておりますが、御承知のとおり、市内には野良犬、野良猫に対し、常時えさを与える人、捕獲檻で捕獲した野良犬を開放される人が後を絶たず、また、最近では捕獲檻を壊される人までおられ、モラルやマナーに期待するだけでは問題の解決に結びついていかないのが実情でございます。

次に、野良猫対策でございますが、議員御指摘のとおり、市へも野良猫の徘徊によるふん害や悪臭、耕作した田畑や車へのいたずらなどの苦情が寄せられております。しかしながら野良猫につきましては、飼い猫と野良猫の区別がつけられないこと、動物愛護法により、殺傷を目的とした捕獲ができないことなどにより、飼うことが困難になった猫、あるいは所有者不明の猫を市民が保護された場合に限って、市が窓口となってお引き取りをし、県に引き渡している状況でございます。

野良犬・野良猫対策にとって重要なことは、まず、飼い主に対して、近隣住民の理解も得ながら、最期まで責任を持って飼養していただくよう啓発し、途中で遺棄することは法に違反し、野良犬、野良猫の発生源となることを認識していただくこと、そして、みだりなえさやりを防止することにあります。

特に、えさやりの防止及び野良犬の捕獲に関しましては、自治会長はじめ、その地域の御協力も不可欠となってまいります。本市はまた、山口国体も開催され、民泊も実施されることから、公共の場所のみならず、まちなかを徘徊する野良犬対策にも、県と協働して取り組んでいきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） ありがとうございます。

もう時間がないので、ちょっと早く行きたいと思います。この間、先般、2月に市の連合自治会の方々と意見交換といたしますか、懇談会をやりまして、その方たちが環境保健センターに行くと、野良犬の実態は県内で防府が一番多いということをおっしゃいましたが、その実態というのは、具体的に教えていただけますか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 実態と申しますか、まず、どのくらいおるかということですが、野良猫につきましては、先ほども申し上げましたとおり現場での捕獲業務を行っておりませんので、およその数値につきましても判断しかねる状況でございます。

野良犬につきましては、少なくとも防府市内に常時200頭以上の成犬が生息しているのではないかと推測しております。

また、捕獲状況でございますが、市内で平成20年度に263頭、平成21年度に165頭、平成22年度は、2月末現在で既に昨年度を上回る267頭を捕獲いたしております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） わかりました、その実態わかりました。大変防府市は多いと。そういう部分で、例えば私の知人に6匹の猫を飼っている方がいらっしゃる。それは全部捨て猫です。家の前に捨てられていたと。それも、その方は大変優しい方で、殺処分というのはかわいそうだからということで、全部飼っていらっしゃいます。飼ってるだけじゃなくて、ちゃんと避妊も、去勢も、全部自分で責任持ってやっけていらっしゃいます。その費用が約3万円前後かかると、大変負担であると。6匹おれば18万円ちょいになるわけですよ。

ちょっといろいろお尋ねしたんですが、県内では美祢市、下関市、ちょっと形態は違うんですけど、そういう部分で、その避妊、去勢の部分に補助、助成をされているところがあります。全国的にもかなり今、増えております。この部分について、防府市においてもそういった補助制度を設けてはいかがかと思いますが、どうでしょう。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 飼い犬、飼い猫の不妊、去勢手術への助成ということですが、この制度の目的は、必要以上の繁殖を避けるとともに、飼い切れず不要となった犬猫の数を減らしていきまして、ひいては殺処分される不幸な犬猫の数を減らしていくということにあると認識しております。こうした意味におきましては、この補助制度は動物愛護思想の普及啓発には有効だと考えております。

しかし、一方でペットを飼養、愛玩することは、いわゆる個人的な趣味の領域とも見られ、ペットの一生にかかわる費用は原則としてすべて飼い主の方の責任において賄うべきであるという議論も当然あるかと思われまます。

しかしながら、全国を見ますと、こうした補助制度を設けておられる自治体も確かにご

ざいますので、本市におきましても、今後、多方面から調査・研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） もう時間が来ましたので最後の質問に下さいという目線が来ておりますので、最後の質問しますが。右田のある地区の方が、私のところにこういう手紙を届けられました。ちょっと読ませていただきます。

右田、ある地区で野良猫にえさをやる人がおり、年々その数が増えていると。ふんとか鳴き声などで被害を受け、近隣の者は大変迷惑をしておりますと。注意しても全く素知らぬ顔で、聞き入れてもらえませんと。それどころか、その地区民同士の間関係もおかしくなってきたということから、この文面の最後には、ぜひ、そのえさやりの禁止条例というものを防府市で設けてもらえんじやろうかということを書いてあります。

えさを禁止するという事は、動物愛護のほうの観点から大変ちょっと難しいという部分があるとは聞いておりますが、何らかの形で、やはりこういう防止を図らないと、いつまでたってもたちごっこ。先ほども捕獲数が大体毎年250前後の平均でやられるということは、全く効果がないと。効果を上げてないということにも、数字的にはですよ、一生懸命やられる、僕は姿も見ました。市の職員さんが一生懸命、県の職員さんと一緒になって捕獲される姿を見ました。やってらっしゃると思うけど、何かで歯どめをかけないと、いつまでたってもこれは終わりません。

たしか3月1日の市広報の「市長からのメッセージ」にも、この野犬対策等についても、市長は早急に対策を進めなければならないということ、これ、記載されております。その観点からぜひ何かの形で禁止条例等を研究されて、ぜひつくっていただきたいと思いますが、最後に一言、市長、これ書かれておりますので、この件について。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も、この問題はいろんな角度から、動物愛護の観点の方もおられますし、またドッグセンターというような感じで、一時預かりのような制度をつくったらどうかというようなお手紙も市民からもちょうだいをいたしております。危険防止という観点からの厳しい取り締まりもということも、御意見としてよく理解できるわけで、そこらあたりを勘案して、しっかり対応したいと思います。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

---

午前11時29分 開議

○議長（行重 延昭君） 市長がちょっと答弁漏れがあるようでございますので、どうぞ、市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほどの前段の三原議員の地場産業振興センターの専務理事並びに事務局長の人事の件で、職員のいろいろな処遇のことがあるということを申し上げたかと思えます。それといま一点は、私かねてから、あそこの専務理事の職は、非常に専門性もなくはない重要なポストで、すぐすぐ人がかわりにできるものでもなかなかないということの中で、事務局長から、事務局長を2年ぐらい経験して、そして専務理事になっていくという段を踏んでいくほうが、より活性化するのではないかという思いもございまして、そういう思いの中で、事務局長を久方ぶりに復活をしようと、こういうことも、これにあったと。

したがって、現専務の、この方は残りがそうないわけでありますが、この残りの短い間にこの方から薫陶を受けて、そして、次なるその職にというような深慮遠謀を私なりに描いたと、こういうふうに御理解をいただけるとありがたいなど。しかしながら、それも昨年の6月の人事異動によって大きい動きがございましたので、思うに任せなかったと、こういうふうに御理解をいただけたらと思えます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 以上で、14番、三原議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は26番、山本議員。

〔26番 山本 久江君 登壇〕

○26番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。質問に入ります前に、過去に例を見ない甚大な被害をもたらしました東北関東大震災でお亡くなりになりました皆様方に哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

一昨年、災害を経験いたしました私たちが、全国から励ましをいただき、元気を取り戻せたように、今回国を挙げての支援に積極的に参加をしなければならないと感じているところでございます。

それでは通告の順に従いまして、質問をいたします。

質問の第1は、市内中小業者への支援についてお尋ねをいたします。

今日、地域の雇用を担い、地域経済を支える中小業者の経営が極めて深刻な状況に陥っております。バブル経済崩壊後の長引く景気低迷に加えて、2007年ごろからの原油原材料価格の高騰、さらに2008年秋のリーマンショックに端を発した世界的な金融経済危機の影響もありまして、市内の中小業者は極めて厳しい経営状況が続いております。雇

用の多くを支える中小企業業者の危機は、すなわち地域の雇用や地域経済そのものの危機に直結する重大な問題でございます。

昨年6月に閣議決定されました中小企業憲章は、その前文で、国の総力を挙げて、困っている中小企業を支え、どんな問題も中小企業の立場で考えていく、こういうふうに述べております。現在、地域経済振興策として求められていることは、地域の資源や地域の特性を生かした循環型、内発型の産業政策とも言われております。地域の中小企業業者の役割を正當に評価をしていく、そして役割の發揮を求めていくことが極めて重要で、そのためにも市が十分な力を發揮することが求められます。

そうした視点から、まず小規模工事契約希望者登録制度の創設についてお尋ねをいたします。この制度は、入札参加資格を持たない地元の業者が小規模な公共事業を受注できるようにする仕組みで、地域経済の活性化にもつながってまいります。

全国商工団体連合会の調査によりますと、昨年3月末で449自治体が実施をし、さらに現在も広がりを見せております。小規模な公共工事を地元業者が行うことにより、発注側の市にとっても大きなメリットがあります。地元のいわゆる顔の見える業者なので、不具合の際の対応も早く、安心して任せられます。一方、業者にとっては、これまでの下請中心から、元請になることで、請負代金を業者が市から直接受け取ることができます。

積極的な取り組みを行っている新潟市では、発注限度額を100万円とし、昨年度は発注件数、何と2,449件、2億454万円という実績があったそうでございます。1件ごとの発注金額は小さくても、市が中小業者の経営を直接支えていく、この意義は大きく、まさに地域を元気にする中小企業支援策でございます。ぜひ防府市でも小規模工事契約希望者登録制度をつくっていただきたいと考えますが、いかがお考えでございましょうか。御答弁をお願いをいたします。

次に、官公需の地元発注強化についてお尋ねをいたします。

官公需法では、第3条で、発注に際しては「予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない」と、こういうふうに第3条で規定をいたしております。そして、国に努力義務を課すとともに、第7条では、地方自治体に対しても国の施策に準じて同様の施策を講じるよう求めております。

さらに法では、国に対し、毎年、中小企業者に関する国等の契約の方針を閣議決定し、公表することも定めております。2010年の契約の方針では、国は中小企業者向けの契約目標を前年の53.1%から56.2%に引き上げを行いました。

地方自治体について、昨年10月に中小企業庁が地方公共団体における官公需施策事例として公表、契約実績は、金額で、全国平均が75.9%と報告をされております。施策

を講じているという自治体は、47都道府県、22区、202市となっております。この中には、地元で調達できるものは地元で購入する、こういうことを基本に、地元企業の受注機会の拡大に配慮した取り組みを実施する方針を定めているところもございます。

民需が低迷している今だからこそ、市などが発注する官公需を地域の中小業者の仕事起こしに活用していく、市みずからが地域に仕事をつくり出すことが求められます。市において、中小業者に対する官公需の発注状況はどのようになっているのか、また地元中小業者の受注機会の増大のための方針はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、大きな質問の2点目でございますが、国民健康保険制度についてお尋ねをいたします。

まず、保険料の引き下げについて質問をいたします。

ことしは御承知のように、国民皆保険となって50年となります。国民健康保険法第1条は、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」、こういうふうになっております。この制度は保険ではあるが、しかし社会保障として国が保険財政の責任を負い、国保医療費の45%を国庫で賄うことで医療の機会均等を確保するためにつくられた制度でございます。

しかし、1984年の国民健康保険法の改悪で、国は国庫負担を45%から38.5%に削減をいたしました。そして、その分を国保加入者の保険料負担として転嫁をいたしました。御承知のように、国保は被用者保険等に比べて所得に対する保険料負担率が高く、無収入や低所得者が多い保険でございます。

防府市の場合ですと、所得250万円未満の世帯は8割を超えております。格差と貧困の拡大のもとで、所得の減少と、保険料が払えない、こういう世帯が増えております。防府市でも、保険料は、例えば例をとりますと、所得200万円の3人世帯では37万9,000円と、所得の19%にも達しております。

平成21年度の1人当たり保険料は、10万2,649円と、前年度に続きまして山口県で最も高い保険料となりました。最高限度額は73万円で、さらに上がる動きとなっております。支払い能力をはるかに超える国保料に市民は悲鳴を上げております。滞納世帯は平成21年度で3,000円世帯を超え、加入世帯の17%にも当たります。

保険料の高騰で、保険料を払いたくても払えない家庭が増え、またそのことで国保財政が悪化、また保険料が上がるという、この悪循環から抜け出せない状況となっております。

保険料が払えなければ短期保険証や資格証明書が発行されます。NHKの調査でも、2006年から2007年のこの2年間に、全国の救急告示病院、1,000施設だけで、475人が無保険、資格証のために命を落としたということが明らかになりまして、国民

皆保険を根底から覆す事態となっております。

命を救うはずの国保が、高い保険料と重い窓口負担のため機能せず、受診が遅れて命を奪う結果になっております。市において、一般会計からの繰入を含む支援策を行うことで、高過ぎる保険料を引き下げてくださいたいと思いますが、いかがでございましょうか。御回答をよろしくお願いを申し上げます。

質問の最後になりますが、医療費の窓口負担、つまり一部負担金の減免についてお尋ねをいたします。

医療機関の窓口負担に苦しみ、受診抑制となる場合があるのは、すべての医療保険に見られることですが、特に国保の場合は、加入者の多くが低所得者で、事態はまさに深刻です。やっとの思いで保険料を払っても、この3割の医者代が払えない、保険証があっても病院に行けない等々、今日の厳しい経済状況の中で、こうした声が増えております。

国民健康保険法第44条は、低所得者の窓口負担の減免制度をつくるよう定めておりまして、防府市でも法に基づき、施行規則に明記をされておりますが、その利用はほとんどありません。

こうした中、昨年9月、厚生労働省は、国保の一部負担金にかかわる通知を県知事あてに出しました。この通知は、厚生労働省自身が、医療費の滞納の原因に、生活困窮があり、収入減の基準という形をとりながらも、生活困窮や負担能力の基準として、生活保護基準を認めた形となっております。

国は、今回示した基準に該当する人の一部負担金を減免した場合は、減免額の2分の1を補てんする方針を示しております。市におきまして、今回の国の通知を受け、一部負担金の減免にかかわる要綱の見直しを行っていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。市執行部におかれましては、誠意ある御回答、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 26番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは国民健康保険制度についての御質問にお答えをいたします。

まず、保険料の引き下げについてのお尋ねでございましたが、本市の国民健康保険料につきましては、平成20年度に改定を行ったところでございます。その後、リーマンショックに起因した経済不況による収入の減少及び収納率の低下による保険料の減少や、被保険者の高齢化並びに医療の高度化に伴う医療費の増加によりまして、国保財政が悪化して

いるところでございます。

こうした中で、一般会計からの法定外繰入を行い、保険料は下げられないのかとお尋ねでしたが、従来から、国におきましては、本来受益者である被保険者が負担すべき保険料について、国保以外の会社員等が支払った税金を投入することとなりますこの法定外繰入を好ましくないこととしております。

また、2月から国保の構造的問題について、国と地方とが話し合うための協議会を設置する準備が行われておりますが、この中で法定外一般会計繰入等の解消支援策が検討課題として掲げられております。

さらに、山口県市町国民健康保険広域化等支援方針が策定され、今後、県内の保険料率の平準化へ向けた取り組みを行うことになっておりますので、こうした時期に、保険料を下げる目的のため法定外繰入を行うことは、将来の保険料の平準化に向けた調整の障害になることも想定されるところでございます。こうした状況を考慮いたしますと、保険料を下げるための法定外繰入は困難であることを御理解いただきたいと存じます。

次に、医療費の一部負担金の減免についてのお尋ねでしたが、一部負担金につきましては国民健康保険法第42条により、「被保険者は、医療機関等を受診するときに、支払わなければならないこと」となっております。しかしながら、経済的理由等により支払いが困難な方につきましては、同法第44条において、一部負担金を減額、免除、徴収猶予ができることとなっております。

本市におきましては、防府市国民健康保険条例施行規則第15条の規定に基づき、「防府市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱」を定め、施行しております。

その要綱の内容につきましては、被保険者世帯の収入月額が生活保護基準の100%以下であれば一部負担金を免除し、110%以下は6割、120%以下は3割について、3カ月を限度に減額することとしております。

こうした中、国から一部負担金の取り扱いについての一部改正の通知がございましたので、本市の要綱と国の基準を比較いたしましたところ、一部差異が認められたところがございます。つきましては、負担の公平性を考慮しまして、県内他市の状況も調査しながら要綱改正に向けて検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、入札検査室長より答弁いたします。

○議長（行重 延昭君） 山本議員の質問の途中でございますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 0時58分 開議

○副議長（松村 学君） すみません、少し早いようでございますが、休憩を閉じて、会議を再開いたします。議長所用のため副議長の私が、かわって議事を進行いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

26番、山本議員、再質問をどうぞ。

○26番（山本 久江君） お昼の休憩を挟みましてですが、再質問をさせていただきたいと思います。

国保の保険料引き下げは難しいという御回答でございましたけれども、実は私、保険料負担がこの間どういうふうになってきているのかという経緯を、担当課にお願いをいたしまして、この2001年から10年度までの10年間の国保加入者1世帯当たりの平均の所得、それから保険料の推移、調べていただきました。それを見ますと2001年度の平均所得が152万1,756円、その後、年々下がります、一時、増える時期もあるんですけども、2010年度は119万5,043円と、10年前に比べて、所得は78%、2割以上所得が減っているんですね、国保加入者。

一方、1人当たりの保険料はどうかということなんですが、10年前は7万8,964円だったのが、平成22年度、2010年度には9万5,878円というふうに1.2倍になっているんです。さらに一世帯当たりの保険料が所得に占める割合というのが13%、13%ですよ。所得と世帯構成によっては、壇上でも御紹介いたしましたように、所得の20%に達するような負担をせざるを得ない、こういう状況が生まれています。

防府市の位置というのが全国的にどうかということも、私、調べてみました。全国的に見ても――これは2008年度の資料なんですけれども、全国平均が、所得に対する国保料の負担ですけれども8.94%、防府市は2008年度は11.4%、非常に防府市の保険料の負担が高いということが言えると思うんです。

まず、市長さんにお尋ねしたいんですが、一般会計からの繰入はできないという、そういう御回答でございましたけれども、こういう高い保険料を市民が払っているというこの状況を、市長はどのように受けとめておられるのか。そのあたりをお尋ねをしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も国民健康保険というものに参加をしていた時期もございます。また身内の者にも加入している者もおりますので、現在の国保料というものは、私は大変高いなと、そのように思っております。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） 市長自身も高いというふうにお認めですけれども、もう少し実態を述べさせていただきますと、昨年、一昨年と、1人当たりの保険料は山口県で一番高いというものになりました。

そして、昨年度の国民健康保険料滞納者への財産の差し押さえ、これは差し押さえ件数が394件、1億782万円余り差し押さえです。県内の自治体の差し押さえの総額がどのくらいあるかというふうに調べてみたんですが、5億1,100万円ですから、その2割以上が防府市ですよ。負担の限界を超えた高い保険料と厳しい差し押さえ、問題は、こういう行政のあり方でいいのか。このような市政のあり方でいいのかということが今、問われているというふうに思うんですね。市民の悲鳴が市長さんのところには聞こえないでしょうかね。

特に、今日の厳しい経済不況のもと、この高い保険料を何とかしてほしい、こういう声が届いているはずですよ。住民の福祉の増進を図るといえるのは言うまでもなく、釈迦に説法ですが、自治法に定められた自治体の責務ですね。払いたくても払えない保険料、その軽減に努力するかどうかは市長さん自身の御決意次第だというふうに私は考えております。

以前、岩手県の沢内村、これは今、合併して西和賀町というふうになっておりますけれども、この沢内村の深沢村長さんが実施をした取り組み、「いのちの行政」というふうにも呼ばれておりますけれども、私、議員になって最初の視察として、この地域を選ばせていただきましたが、ここの事例をちょっと御紹介させていただきたいんですが。

ここは豪雪に閉じ込められて、当時医者もいない村で、お年寄りや乳幼児が次々に死んでいく。国に対しても、対策を求めてもやらない。このとき村長は、「国がやらなければ村でやる」と決意をするんですね。この村というのは貧困と、それから財源難、それから最悪の自然条件ですよ。これを強いられた寒村で、しかし村民の命と健康だけは差別させたくないということで、全国で初めて老人医療無料化をして、乳幼児医療を充実させて、生まれた子どもの死亡率ゼロを達成していくんです。そして日本一の福祉の村をつくり上げました。

その結果——ここが大事なんですけれども、その結果1980年度の老人1人当たりの医療費というのは全国平均の半分になったんですね。それから国保税を前年比で12%引き下げて、国保の会計を黒字にしたというんです。

これは余談ですが、村長が亡くなったとき、村民は腰までつかる雪をかき分けて、村民の3分の1が村長ありがとうというふうに集まってきたそうですけれども、私はこの取り組みを非常に学びながら、やはり市長さん自身も「住むなら防府」、こういうふうに施政

方針の中で述べておられますけれども、安心して住み続けられるためには、健康と命にかかわる国保制度ですから、負担軽減に力を入れていただきたいというふうに思います。

それから、国は確かに、国保の広域化ということをにらんで、「一般会計からの繰入をやめろ」と、こういう通達を出しました。国保の広域化については、6月議会でしたか、木村議員も質問をいたしておりますけれども、「全国知事会も問題を先送りするだけだ」、こういうふうに意見を述べておりますね。一般会計からの独自繰入というのは、既に全国で、非常に多くの自治体で行っております。その総額は3,700億円、一般会計からの繰り入れを行っている総額というのは3,700億円というふうにも言われておりますが、県内でも、調べてみましたら下関あるいは岩国市などで実施をされております。

やはり国保というのが、お互いに支えていく相互扶助ということを、考え方を述べられる方もおりますけれども、あれはもう戦前の考え方ですね、旧国保法においては、その目的を、「国民健康保険は相扶共済の精神にのっとり」と、戦前はそうだったですけども、戦後は変わってきてますね、社会保障だという位置づけで。

ですから、やはり市長自身も、こういった高い保険料だという問題を真摯にとらえていただいて、再検討をお願いをしたいというふうに思います。あわせて、所得がなくても世帯や家族の人数に応じてかかってくるこの平等割額、それから均等割額が他市と比較しても非常に高いですね。この保険料算出のあり方についても、検討をしていくように要望をいたしておきます。

しかし、何といたっても、国保料が高いというこの根本的な原因というのが、国庫負担の減少であることははっきりいたしております。国が出している国民健康保険事業年報というのがあるんですが、これで見ますと、市町村の国保の収入に占める国庫支出金の割合を見ましたら、1984年度が国は49.8%、出しているわけですが、2008年度が24.1%、約半分に激減しているんですね。国がもう非常にお金を出さないことにしているという状況があります。

ぜひ、国に対して国庫負担を84年以前に戻すように、国の負担増を求めるように、ぜひ要望していただきたいというふうに思いますが、この点での市長のお考え、また担当課でもいいですが、御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 議員のおっしゃること、私たちも本当、同じように考えておまして、市長会等を通じまして、国に療養給付費等の国庫負担金の補助率の拡大を要望しておりますが、今後も機会あるごとに要望してまいりたいと考えております。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） 全国的な問題でもありますし、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、窓口負担の減免について再質問させていただきますが、今回の通知で、国は市の基準が国の基準よりも狭い場合は、国の基準まで対象を拡大してほしいし、逆に国の基準よりも広い場合には、これを狭める必要はないというふうに言っております。県内でも宇部市などでは、項目によっては国の上回る内容の改正に取り組んでおられます。

しかし、何と云ってもこの制度が、市民がこの制度を余り知らないという、こういうことがあります。どっか先進のところはないかということでいろいろ調べてみましたら、旭川市では、この制度の説明文を医療機関、それから薬局あるいはハローワークなどに置いていくということで、非自発的失業者への呼びかけも行っているということを知っております。この制度の周知、市としてはどのようにされていくのか、この点での御回答、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、おっしゃいますように、旭川等ではハローワーク等々ございましたけれども、県内いろいろ見ますと、基本的には市広報あるいは国保のしおり、国保だより、あるいは市のホームページ等を中心にして周知していきたいと。場合によっては、国保の制度そのものを含めて、制度の周知ということも研究していこうとは考えております。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） この制度、十分な要綱の改正をぜひ積極的に取り組まれることと、それから周知のほう、ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後にもう1点ですが、医療費の軽減につきましては、何よりも疾病に対する早期発見、早期治療及び健康づくり、こういった点で力を入れていくということが極めて重要だというふうに思います。人間ドック、それから特定健康診査、あるいは特定保健指導等、市としてもかなり力を入れて取り組まれておりますけれども、例えば、特定健康診査も平成21年度の実診率を見ましたら、23.8%にとどまっております。この年度の計画の目標値というのは35%ですから、非常に厳しい状況でございます。ぜひ、国保の加入者の健康づくりに向けて、さらに市としてこういった制度、検討されている内容がございましたら、御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 議員、今、おっしゃいましたように、医療費の伸びを抑えるためには、病気の早期発見、早期治療が最大の効果を上げることになるわけでござ

います。このため人間ドックや特定健康診査を実施して、疾病予防に努めております。

特に人間ドックにつきましては、負担割合を1割としておりまして、県内他市と比べて低く設定し、健康診断を受けやすいように配慮しております。また平成23年度からは、50歳以上を対象とした前立腺がんを発見するための血液検査、PSA検査でございますが、これを任意検査として新たに追加することにしたところでございます。

また、特定健康診査におきましては、平成22年度から追加検診項目として、貧血検査あるいは心電図検査等、4項目を追加するとともに、平成23年度からは従来の受診期間であります6月から11月までの期間を12月20日まで延長しまして、受診率の向上に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） 新年度も新たな充実のための施策を打ち出しておられますので、ぜひ、その周知も含めて徹底をしていただきたいということをお願いをいたしておきます。

全国的にも国保の危機というふうに呼ばれております。国保加入者の命と健康を守る制度としての国保が十分な役割を果たせるように、市としても最大限の努力をお願いをしたい。市長におかれましては保険料の軽減、いま一つ突っ込んで考えていただきたい、軽減に向けての努力をしていただきたいということをお願いをいたしまして、この項は終わります。

○副議長（松村 学君） 次に、市内中小業者の支援について答弁を求めます。入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） まず、小規模工事等契約希望者登録制度の創設についてお答えいたします。

本市では、平成17年6月より、市の施設における修繕で、1件の予定価格が30万円未満のものについて、建設工事入札参加資格を有している市内業者を対象とした小規模修繕契約希望業種登録制度を実施いたしております。

施設の修繕に必要な大工、左官、電気、管工事など、11業種について、小規模修繕の受注を希望される方の申請受付を随時行っており、現在のところ137の業者の方が登録されておられます。

本市の現行制度は、たとえ簡易な修繕工事でありましても、公共施設の修繕でございますので、業者の信頼性、安全な施工、品質の確保が最も重要であると考えておりまして、建設業法に基づく建設業の許可、経営事項審査を受けた建設工事登録業者の中から選定す

ることが望ましいと考え、制度化しているものがございます。

しかしながら、地域経済の減退が進んでいる今、市内中小零細業者への支援は、経済の活性化につながる施策でもございます。また昨年の7月には、小規模工事等契約希望者登録制度の創設を求める請願が当議会で採択されておりますので、請願者の御意見や御意向をお伺いするとともに、既に実施している県内他市の状況等を調査しているところでございます。

議員御要望の工事指名願を出しておられない零細業者でも、修繕工事へ参加できるように、現在の登録制度との整合性を図りながら、新制度をどうするか、制度設計を検討してまいりたいと考えていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、官公需の地元発注強化についてお答えいたします。

市といたしましては、公共工事の発注や物品の購入に当たりましては、市内の産業振興に資するよう、市内業者の積極的な活用を努めているところでございます。

お尋ねの官公需の中小企業への発注割合については、消耗品や備品などの物品については、平成19年度は件数で87%、金額では80%、平成20年度は件数で87%、金額では77%、平成21年度は、件数で89%、金額では80%で、8億3,000万円になっております。

工事につきましては、平成19年度は件数で93%、金額では96%、平成20年度は件数で94%、金額では85%、平成21年度は件数で92%、金額では60%で、48億6,000万円となっています。平成21年度には、工事の金額割合が60%と低いのは、市外の大手企業を代表者とする共同企業体に発注した新体育館の建設工事が含まれているためでございます。

次に、市内中小企業の受注機会の増大のための方針はどのようになっているかとお尋ねについてでございますが、本市の工事・物品の業者選定につきましては、その基準である「防府市建設工事等請負業者選定事務要綱」、「防府市物品調達等に係る指名競争入札及び見積参加業者選定要綱」に基づき、まず、市内に主たる営業所を有している者——市内業者でございますが、の中から選定し、次に市内業者では施工が困難な特殊工事や大規模な工事等の場合には、市内に営業所を有する市外業者、さらには、市外業者の順で指名するという、市内業者を優先した地域要件により運営いたしておりますが、議員御質問のいわゆる契約の方針については定めておりません。

競争性や合理性を配慮しつつ、市内業者への優先的な受注機会の確保を図っているところでございますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） それでは、再質問させていただきますが、小規模工事等契約希望者登録制度につきましては、御答弁をいただきまして制度設計を検討してまいりたいという、実施に向けての前向きな御回答であったというふうに理解をいたしております。実施している自治体では、下請仕事中心だった零細業者に仕事が回って、地域経済の活性化につながると、大変好評でございます。

そこでお尋ねいたしますけれども、市として、今後、どのようなスケジュールで検討を進めていかれるのか。それから、全国、見ましたら、発注限度額というのは、もういろいろあるんですが、ばらばらなんですけれども、この発注限度額についてはどのように考えておられるのか。この点での御回答をお願いいたします。

○副議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） まず、制度の導入スケジュールでございますけれども、現在、請願者の御意見や御意向をお伺いするとともに、既に実施している県内他市の状況等を調査している段階でございます。その後、現行制度で小規模修繕契約希望業種に登録されている方と、新規に登録を希望される方を考慮した制度を検討し、次に、登録希望業者の募集要項作成、募集についての広報、応募受付、登録の手順になると思われますけれども、早期にこのプロセスを終了して、新制度に移行できるようにしたいと考えています。

また、限度額については、財務規則や現行制度との関係より、従来と同額の30万円を軸に検討することになるかというふうに考えております。御理解のほど、よろしく願います。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） この制度をつくった自治体の取り組みをいろいろと調べてみました。制度をつくったのはいいが、なかなかその活用がされてない、こういう状況を改めるといことで、さまざまな努力や、それから工夫がされております。

例えば特定業者に集中をしないように、登録業者に満遍なく声がかかるように配慮をしていくこととか、それから、申請の業種を広くしていく、あるいは更新の期間、それからその手続等、いろいろ業者の立場に立って取り組みを行っておられる、工夫がされている自治体がございます。十分に活用される制度にしていくために、市として、今、現時点で検討されていることがございましたら、御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○副議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） 広く受注機会をというお話でございましたけれども、実際に制度を運営していく上では、業種ごとの、実際の登録される業者の数、あるいは所在地域等を考慮した上で考えていく必要があるかというふうに考えております。

登録の業種につきましては、現在実施している制度、これが11業種で実施いたしておりますけれども、これをもとに検討していきたいというふうに考えております。

また、登録申請や方針の手續につきましては、既に実施されている県内の他市を参考にしながら、登録を希望される業者の方の負担にならないような制度を考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） ぜひ前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、官公需の地元発注強化についてでございますけれども、官公需についての中小業者の受注機会の確保を目的とした方針、あるいは計画を持つということは、まさに市の姿勢を示していく上で極めて重要ではないかというふうに考えております。

壇上でも申し上げましたように、この方針を持っている自治体がまだまだ少ない状況の中で、大阪の寝屋川市、それから東京都墨田区などでは、方針を持つことで、地元中小企業の受注機会の拡大に市、あるいは区を上げて取り組むということを示しております。

御答弁では、要綱等による契約の方針、あるいは計画は定めていないということでございますけれども。今後、中小企業への支援を目的として、方針などを持っていく予定はあるのかないのか。そのあたり、御見解を賜りたいと思います。

○副議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） 現在市は、公平・公正で透明性の高い入札制度を念頭において、特に競争性や合理性の確保に配慮しつつ、地元企業への優先発注の方針に基づき、市内業者への受注機会の拡大を図ってきております。

工事の落札業者に対しましては、入札条件、指示事項等で下請資材の購入について、市内業者を活用するように要請しているところでもございます。

また、総合評価方式による入札は、技術力のある中小企業の育成には効果的であることから、新年度は入札件数を増やしていくとともに、さらに市内下請業者の活用を高く評価できるように、「総合評価競争入札要綱」の改正を進めているところでございます。

議員御質問の契約の方針、現在の基本方針を踏まえつつ、県及び県内他市の動向に注視するとともに、他部署とも連携して、調査・研究してまいりたいと考えております。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） ぜひ調査・研究、さらに検討も含めてお願いをしたいと思います。

もう1点、お尋ねをいたしますが、工事の発注に当たっては、中小企業への受注機会への拡大を増やしていくためには、分離・分割発注をさらに徹底していただきたいというふ

うにと思いますが、この点での市のお考え、どうなのか、お答えをお願いしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 入札検査室長。

○入札検査室長（権代 眞明君） 公共事業の発注に当たりましては、従来から市内業者を優先するよう、市長の強い指示を受けているところでございます。

公共工事の分離・分括発注は、中小建設業者の受注機会確保に効果があり、本市の工事の発注に当たっては、工事の効率化とコスト縮減を図る観点から、価格面、数量面、工程面等を十分検討し、適切な発注ロットの設定に努めているところでございます。

今後も適時市内業者の受注機会の確保が図れるよう、工事の価格、質、量、業者の技術力などを総合的に考慮して、適切なロットの設定を行っていくよう工事所管課へ要請をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 26番、山本議員。

○26番（山本 久江君） ありがとうございます。今市内の中小業者はもう仕事がないと。激しい価格競争でほとんど仕事が取れない。それから仕事が続けられない、こういう厳しい状況が続いております。まさに防府の経済を支える中小業者を生活不安に追い込むようでは、持続可能な防府市の経済を展望するということとはできないというふうに私は思います。

その意味で、やはり市の役割というのが極めて大事だと、重要だというふうに思います。国は中小企業憲章を打ち出しましたけれども、私も昨年的一般質問で、新たな中小企業振興条例をつくっていく必要があるのではないかという質問をさせていただきましたが、ぜひこうした中に例えば中小企業の官公需の受注機会の増大を図る、こういった項目も入れながら、市を挙げて業者を応援していくという、こういう姿勢を打ち出していきたいというふうに思います。改めてそのことを強くお願いを申し上げまして、若干時間が残りましたけれども、私の一般質問とさせていただきます。

終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、26番、山本議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） 次は、23番、山下議員。

〔23番 山下 和明君 登壇〕

○23番（山下 和明君） 公明党の山下でございます。質問に入る前に、東北地方太平洋沖において11日午後2時46分ごろ、国内観測史上最大のマグニチュード9の巨大地震が発生いたしました。東日本大震災で犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表します

とともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

東日本巨大災害は、我が国災害史上、最大の規模の地震であり、大津波による死者、不明者は報道では万人を超え、壊滅的な被害を受けたと見られる地域が複数あり、また福島第一原発1号機では放射性物質の漏えいが確認され、半径20kmの避難指示が出ているところでもあります。その後も高温のため核燃料棒が溶ける炉心溶融が起きている可能性が高いことが判明しました。現場では救援、救助活動や被害の実態把握が行われているところでもあります。

壊滅的な被害を受けた東日本に比較し、被害のなかった山口県としても、市町を挙げた支援活動を進めることは当然であり、県民、市民を挙げた支援体制を構築することが重要と考えます。先ほど市長行政報告でもございましたが、とりわけ一昨年の集中豪雨災害では全国からの励ましをいただき、義援金やボランティア支援を受けた防府市においては、より早く市民運動として支援体制を構築し、県民、市民の総力を結集して取り組みを進めるべきと考えます。一刻も早い時期に総力を結集した東日本大震災支援対策組織を設置されることを、この場をおかりし緊急申し入れをさせていただきました。

それでは、通告の順に従い質問をいたします。

最初は、住宅用火災警報器の普及についてであります。平成20年6月議会において同様の質問を行ったところではありますが、住宅用火災警報器の設置義務づけが近づいてきましたので、再度質問をいたします。

防府市火災救急救助年報を参考にいたしますと、過去5カ年の火災発生状況は平成17年75件、そのうち建物火災は29件、死者8人、平成18年では65件、そのうち建物火災は25件、死者2人、平成19年では72件、そのうち建物火災は32件、死者4人、平成20年では65件、そのうち建物火災は32件、死者2人、平成21年では56件、そのうち建物火災は24件、死者2人、平均を出すと火災件数の42%が建物火災であります。

消防庁の平成19年の調べでは、住宅火災による死者数のうち約60%は65歳以上の高齢者となります。そうした過去からの状況を踏まえ、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置して、住宅火災による死者数を半減させることを目的に、平成16年6月に消防法が改正されました。

新築の住宅については平成18年6月から、そして既存の住宅については平成23年6月から、全国で設置の義務化が適用されます。当然、本市においても、平成17年6月、火災予防条例の一部を改正し、平成23年6月からは全世帯に対し、住宅用火災警報器の設置義務化が条例上課せられます。多くの犠牲者は高齢者であります。住宅用火災警報器

の設置義務化の開始を待つことなく、できるだけ早い時期に全世帯へ設置、普及に努めることが重要であることから、平成20年6月議会において普及推進を急ぐ必要性を訴えたところでもあります。

そこでお尋ねをいたします。1点目は住宅用火災警報器設置の義務化まであと78日、3カ月を切っておりますが、世帯普及率はどこまで進んでいるのか、お伺いいたします。

2点目は、設置普及に関してさまざまな努力、苦労があったと思いますが、広報啓発活動の取り組みはどうであったのか。また地域による普及推進、組織体制の取り組みはどうであったのか、あわせてお伺いいたします。

3点目は、火災の犠牲者割合が多いとされる65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯への普及はどの程度まで進んでいるのか、お伺いをいたします。

次は、ふるさと寄附金に関連する寄附条例の導入についてであります。財源に苦しむ全国の地方自治体の中には、全国から寄附を募り、それを財源にして施策を実現するという寄附条例を導入する動きが拡大しております。

また寄附条例の導入設置は、自治体にとって自主財源を確保すると同時に、住民参加型の施策推進を促す効果もあると言われております。寄附条例とは、自治体があらかじめ、例えば自然保護や福祉充実など、複数の政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附をしてもらい、それを基金として積み立て、目標額に達せば、事業化して政策を実現するという取り組みであります。

調べて見ますと、寄附条例に基づく事業内容もさまざまでありました。平成20年4月30日公布されたふるさと納税であります。生まれ育ったふるさとを応援したい、ふるさとに恩返ししたい、生まれ故郷を離れても、その地域に貢献することができる制度であります。仕組みは自治体へ寄附をすると、住民税所得割の10%を限度として、5,000円を超える部分が、所得税や、住んでいる自治体が課税する住民税の税額控除の対象となり、結果的にふるさとへ税金の一部を納税したのと同じことになる仕組みとなっております。

本市においても、ふるさと納税公布によって、平成20年度より、ふるさと寄附金制度として18の事業で寄附金が活用されております。そこでお尋ねをいたします。本市のふるさと寄附金制度をもとにして、全国からの寄附による市民参画として政策を公募し、市関係者と議員、そして市民団体で選定委員会を設置し、政策を選んだ上で寄附を募り、寄附金を適正に管理運用するため、仮称ではありますが推進基金を設置して、寄附者は規定する事業のうちから、みずからの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるようにし、事業指定がないものについては市長が寄附者にその内容を報告するといった、

感謝の意が伝わる寄附条例を導入してはどうかと考えます。御所見をお伺いたします。

以上で壇上にての質問は終わります。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、住宅用火災警報器の普及についての御質問にお答えをいたします。

世帯普及率についてのお尋ねでございましたが、まず新築の住宅における設置状況につきましては、関係法令の改正に伴い、建築確認申請の際に、住宅用火災警報器の設置計画について審査及び設置確認が行われておりますので、関係法令施行後の平成18年6月1日から平成23年1月末現在の設置戸数ではございますが、市及び指定確認検査機関の完了検査戸数は1,199個でございます。

次に、既存の住宅についての設置状況についてでございますが、平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となりました新築住宅のような審査や、既存住宅に設置した旨の届出制度がございませんので、詳細な数は把握できておりませんが、当消防本部が市内で行われるイベントや自治会等で行う防火講話、普通救命講習等を活用いたしましてアンケート調査を行っておりますが、その結果、平成22年12月現在ではございますが、既存住宅の設置率につきましては53.6%となっております。

次に、住宅用火災警報器の普及啓発活動及び推進体制の取り組みについてのお尋ねでございましたが、消防本部ではケーブルテレビや、毎月1回、FMラジオの番組に出演しまして普及啓発活動を行うとともに、電光掲示板、ホームページへの掲載はもとより、市広報の表紙を利用して設置期限に向けてのカウントダウンを行うなど、市民の皆様に関心を持っていただけるよう、あらゆるメディアを活用いたしまして広報を行っているところでございます。

さらに消防車両、広報車による広報活動を行っておりますほか、各種講習会におきましても、パンフレットを活用して住宅用火災警報器の重要性の説明、事業所等での防火講話、フリーマーケット等の市内で行われるイベントへの参加、サークル活動、地区行事などの集会にも積極的に出向きまして、住宅用火災警報器の展示や設置場所についての説明会を行っております。

また、自治会連合会の協力、連携をいただき、各自治会の総会において消防職員が住宅用火災警報器の重要性、設置場所等の説明を行うとともに、社会福祉協議会や市福祉関係の部署と連携しながら、65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者宅の設置の促進を強化しまして、一般住宅への設置率の向上も図って、平成23年5月31日までに、あとわずか

しかございませんが、設置率100%を目指して、さらなる推進体制の強化を図っていきたくと考えております。

次に、現在の65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の普及率についてのお尋ねでございましたが、65歳以上のひとり暮らしの状況調査データをもとに、平成22年11月から平成23年3月までの間に、65歳以上のひとり暮らしの全世帯を消防職員が訪問いたしまして、設置状況の調査や設置普及活動を実施いたしているところでございます。設置状況の調査の結果につきましては、65歳以上のひとり暮らしの世帯の普及率は68.3%でございます。

なお、住宅用火災警報器が未設置のお宅につきましては、住宅用火災警報器の必要性を説明するとともに、設置につきましては、助成金制度についての説明を行っております。

消防本部といたしましては、喫緊の課題として、全世帯が住宅用火災警報器を設置することにより、火災による高齢者世帯の被害が軽減できると考えておりますので、設置促進を強力に進めているところでございます。

次に、ふるさと寄附金に関連する寄附条例の導入についての御質問でございましたが、議員御案内のとおり、平成20年度のふるさと寄附金の制度の開始にあわせまして、本市では6月に、市のホームページに専用のページを開設いたしまして、ふるさと寄附金のお願いをしております。

また、パンフレットを作成いたしまして、さまざまな機会をとらえて配布するとともに、同窓会誌等に、ふるさと寄附金の記事を掲載していただくなど、PR活動に努めてまいりました。職員も全国各地の同級生等に、ふるさと寄附金のパンフレットを送ったり、同窓会等において、帰省中の同級生等にお願いをいたしたりもしております。

私も全国の知人にパンフレットを送付して依頼したり、上京の折には、防府市出身の皆さんにふるさと寄附金の趣旨を説明し、多くの方々に御協力をいただいております。先般も私事ではございましたが、東京九華会に出向いた折にもお願いをしてきたところでございます。

その結果、平成20年度には78件、186万4,000円、平成21年度には45件、251万800円、平成22年度は2月末現在で29件、141万円の寄附を全国からいただいております。

そこで、御質問の寄附条例の導入についてでございますが、議員御案内のとおり、ふるさとを応援していただくために、例えば、ふるさとづくり寄附条例というような条例を制定し、全国から寄せられる寄附金を基金に積み立て、事業を実施する際の財源にしようとする自治体は、以前から幾つか見られましたが、平成20年度にふるさと寄附金の制度が

始まったころから、同じような趣旨の条例を制定しようという自治体の動きが活発になってまいりました。

本市におきましても、制度の導入時に基金の創設や条例の制定を検討いたしましたが、条例の制定等はせずに、総合計画の施策の柱に沿って主な事業をお示しし、対象を特定せず、ふるさと寄附金のお願いをすることといたしたところでございます。

このように、本市では寄附に当たって、個別の事業を指定することなく、広く市政全般とさせていただいておりますので、寄附をされる方の立場になりますと、自分の寄附金がどこに使われるのかよくわからないという側面もございます。これを具体的で、目に見えるような事業とし、しかもその事業を選定する段階から市民の皆様に参加していただいたらよいのではないかという、議員の御提案は大変興味深く、今後の参考にしたいと思っております。

引き続き、より多くの方々から、ふるさと寄附金をいただくためには、さらなるPR活動に努めますとともに、寄附をされる方に心から応援していただけるに足る都市の姿をお見せすることが重要と考えております。議員の御提案の寄附条例の趣旨をよく踏まえまして、他自治体の事例を研究するなど、改めて基金の創設や条例の制定について検討してまいりたいと思います。

議員の皆様におかれましても、ふるさと寄附金の趣旨を御理解いただき、全国からふるさと防府に多くの応援をいただけるよう、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） それでは、住宅用火災警報器の普及について再質問させていただきたいと思っております。

本年6月から基本住宅への住宅用火災警報器の設置が全国で義務化されます。本市の普及率は昨年12月時点での推計が53.6%ということでありました。全国平均は63.6%、同じ時期で。山口県においては51.8%となっております。

そこで、先ほど壇上でも申しましたが、残り78日、普及率をどこまで引き上げていけるのかなど。そうした推計は、先ほど100%と申されましたが、この時期まで果たして100%は成就できるとお考えなのか、お伺いします。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） ただいまの質問にお答えいたします。

普及率100%と申しましたのは、職員の一つの目標でございまして、今後、我々消防機関といたしましても、市民の安心・安全のために全力投球しながら、場合によっては全

世帯の戸別訪問を視野に入れながら、検討してまいりたいと、このように考えております。  
以上でございます。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） 6月まで、目標は100%と。しかし、現時点での要するに推計も公開していただけない。また、条例がスタートする6月においても、その間努力をするという、そうした思いが伝わってこないというわけではありますが、もう少し、その辺も含めて、もう一度御回答、お願いをしたいわけがあります。

条例適用が6月からということもあって、ここ最近では設置が進んでいるようでありませう。そうしますと、義務化の6月までの間が、先ほど申しましたように勝負となるわけがあります。設置普及率が上がれば、不設置世帯——設置されていない世帯が絞られてきます。よって、普及がおくれている地域格差も把握できますので、集中させた対応、取り組みが、また強化ができると考えますが、この辺のことについてもお伺いしたい。

また、普及率が高い地域の要因、また、結果の検証、分析というものについてどうされているのか。そうしたものに対して、おくれている地域に対して、そうした進んでいる地域の分析等々の置かれたことについて照会等の取り組みとかいったことはされているのか。まずこの点について、3点についてお伺いをいたします。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） まず、今後の消防本部としての取り組みでございますが、冒頭市長のほうからも話がございました。喫緊の課題といたしまして、住宅用火災警報器は65歳以上の高齢者の方の被害に遭われる率が多いということでございまして、昨年11月から、実は本年の3月5日に、職員、戸別訪問いたしまして、全世帯の立ち入り検査といたしますか指導が終わっております。その状況調査によりますと、3月5日にすべてを終了いたしまして、設置率が0.1%上がりまして、まず68.4%でございます。

今後につきましては、一応6月の条例施行後に設置の推移等を確認しながら、未設置の住宅のお宅、あるいは御不在のお宅等を再度訪問して、設置率の維持向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、もう1点の御質問でございますが、今後の市民の方への周知等につきましては、先ほども申しましたように、6月以降の設置率の推移を確認しながら、他市あるいは他県の状況、あるいはPRの状況等を考えながら、消防本部といたしましてもそれなりの設置推進を協力を推し進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） 私は、6月1日、条例がスタートする、そうした設置の巡回がスタートするまでの、この期間が勝負の時期を迎えておるのではないだろうかということで、拍車をかけて、お願いをしたいという思いがなかなか伝わらないのかなという思いもしておるんですけども。今までの努力としては、高齢者においては、全世帯を訪問によって調査実施をされたと言われますけれども、100%という目標を掲げておられる以上、それに合った戦いというか、そういった思いで、取り組みはされるべきじゃないかなと。実際、こういう質問が出てくるわけですから、現時点での、要するに普及率をお持ちでないということ自体が、ちょっと私も不思議だなというふうに感じておるわけでありませう。

次に行きます。高齢者世帯への対応を含めた火災警報器の普及体制として、先ほどもありましたが、社会福祉協議会、また民生委員、自治会等の連携において動いているようでもありますけれども、こうした普及推進チームが実際に稼働しているのであれば、活動内容について、もう一度お伺いをしたい。そして、どの部署がこうした役割を果たしておるのか、その点についても伺いたしたいと思います。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） それでは、お答えします。連携、協力したとする具体的な内容についてお答えいたします。

まず、社会福祉協議会から助成事業の申請書等、お預かりしながら、65歳以上のひとり暮らしの方で住宅用火災警報器を設置されていないお宅に対しまして、申請書の仕方の仕方と提出方法についての説明を行っております。

次に、自治会連合会との協力でございますが、自治会連合会の理事会等で、住宅用火災警報器の重要性の説明を行うとともに、市内の256自治会の会長の皆様に対しまして、消防職員が自治会総会において、地区住民に対しまして、住宅用火災警報器の説明を行う旨の文書を配布していただくなど、協力をお願いしているところでございます。

また、詳細に申しますと、自治会連合会との協力につきましては、本年の2月19日から自治会連合会を通じまして、10地区、256自治会長、町内会長の皆様に対して、住宅用火災警報器の設置、啓発活動についての依頼文を配布しております。

配布後の啓発活動の件数でございますが、平成23年の地区自治会連合会参加回数7回、平成23年の自治会、町内会の参加回数7回、平成22年1月から現在まで説明を実施した自治会連合会、自治会、町内会、26回、平成22年1月から現在まで説明を実施した事業所数は10回。

以上でございます。

○ 23番（山下 和明君） どの部署がリードしている……。

○ 消防長（秋山 信隆君） これにつきましては、主管課は消防本部の予防課でございます。当然、全職員が一丸となって、このような設置普及を推進してまいっております。

以上でございます。

○ 副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○ 23番（山下 和明君） 広報・啓発活動においても、先ほど答弁でありましたが、FM番組等々、あらゆるメディアを通じて、また広報車を回して、また含めて、今、消防長申されたように、自治会等々にも出向いて行って、説明会をされておられるという、かなりの努力ということも聞こえてくるわけであります。

そこで一つ紹介をしたいと思いたすのが、仙台市の事例ですけれども、ここは普及率が88%と、高いところでありまして、そのいわば取り組みについて、ある新聞に掲載されておりましたので紹介させていただきます。

政令市では日本一の住宅用火災警報器普及率を誇る仙台市、ここは平成20年に条例で義務化をしたところでありまして、昨年12月時点での推計で88%に上ると。背景には消防署からの積極的な設置推進への取り組み、特に婦人（女性）防火クラブの強い協力、さらには火災に限定されない高い防災意識が各地域にあることなどが挙げられると。仙台市消防局では共同住宅の管理者組合などの各種団体への働きかけとともに、町内会への説明会に力を入れてきた。市内に約1,380ある町内会のうち、昨年12月時点で1,098カ所で開催したと。かなりのボリュームのある開催、説明会をしたと。

まず町内会の会合に出向き、住警器設置の意義や効果とともに、共同購入などによる地域のまとめ買いについて、具体的な段取り方法も含めて提案し、必要に応じて何度でも町内会の説明に出向き、全戸配布にも使えるカラー刷りのパンフレットも用意した。地域での周知徹底、かぎを握るのは婦人（女性）防火クラブの協力ですと。きめ細かい各戸へのPRや申し込み、受付に至る実質的な促進を担います。

同消防局の消防指令長はこう言ってます。各地の皆さんが推進しやすいように、消防署から能動的に働きかけたことが功を奏したと思いたす。住宅用火災警報器の効果を説明するには、周辺地域での身近な例の紹介が説得力を増します。

という記事を紹介させていただきます。

実際、先ほど紹介というか質問した中に、そうした地域、地域に高い普及率がある地域における取り組みを、身近なやはり事柄になってきますんで、こうしたものをしっかりと分析した後に紹介をかけていくということも今後必要ではないかというふうに思いたす。

次に、もう1点ほど質問させていただきますが、65歳以上のひとり暮らしの世帯数が市内で約3,700世帯と伺っております。そのうち、伺ったところ、2,189世帯が設置済みということで先ほど報告がありましたように68%の世帯が設置されていると、そういうふうに向ったところではありますが、住宅火災の死者数の約6割を占めると言われる65歳以上の高齢者、その要因が逃げおくれによるものでありますので、そうした実態に基づいて、住宅用火災警報器の設置、先ほど案内がありましたように助成事業を設けておられます。設置率が進んでいることは大変よいことであろうかと思えます。

しかし、高齢者の中には、火災警報器の設置箇所、場所が天井というところであることから、設置に難儀されておられる方もおありになろうかとは思いますが、そうしたときの設置問題の対応というのは、どういった配慮をされておられるのか。

もう1点は、健康福祉部長になるかもしれませんが、先ほど65歳の世帯のパーセントがありました、75歳以上のお二人暮らしですね。こういった世帯が約1,300世帯あると伺っておるんですが、この件については普及率はどの程度まで進んでいるのか、把握されておられるのであれば、教えていただきたいと思えます。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 議員お示しのとおり、先ほどの設置問題につきましては、本市だけでなく全国的にもそのような設置率について、高齢者の設置について、いろいろな問題がございます。

今後、本市といたしましても、消防団等々活用しながら調査、どのような方法が一番いいのか研究してまいりたいというふうに思っております。

それと、先ほど75歳以上の設置率と言われたのでしょうか。

○23番（山下 和明君） 普及率。

○消防長（秋山 信隆君） これは一応65歳以上の普及率でお示ししておりますので、75歳については区別をしておりません。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 75歳以上の、普及率は今、消防長が言ったとおりで、65歳以上というカウントでいっておると思えます。ただ、私どもがつかんでおる数字で75歳以上というのが一つ参考になろうかと思えますが、平成22年度、今年度ですが、今年度4月から、今までの要綱に75歳以上の二人暮らしも補助対象にするというのを加えました、一応最後の年ということでありまして。

それで、75歳以上、二人暮らしで、294ほど申請をされております。1月末でござ

いますけれども。それで、75歳以上の二人暮らし、先ほどおっしゃいました約1,300世帯ですが、いわゆる助成の申請で23%程度は、この22年度に設置申請がございました。

以上です。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） すみません、ちょっと聞き漏らしたようでありますが、設置場所の困難な場合、消防団とかいうのが、そこですかね、もう一回お伺いします。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） 基本的には、親族等々、活用しながらつけていただくわけなんですけど、場合によって、どうしても設置が困難な場合については、消防団等の活用もどうかというぐらいでの検討はしております。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） そういった検討が実現できるように、お願いをしたいと思います。

それと、消防長にちょっとお伺いします。住宅における火災は、考えている以上に早く拡大するものであると伺っております。出火後、炎は数分程度で天井まで達して燃え上がると、消火器で消しとめたり、避難することが大変困難になると伺っておるわけですが。実際、そういった現場で、目の当たりに、そういった任務を携わってこられた消防長として、ここで火災の恐ろしさというのも含めてお伺いをしたいと思いますけど。

○副議長（松村 学君） 消防長。

○消防長（秋山 信隆君） ただいま議員のほうから説明がありました。特に消火器を使った初期消火というのは、いずれにしても限度がございます。よく言われる初期消火の限界というのは、火が天井に舞うまでが一応初期消火の限界だと言われてます。その火災の状況によって、もう火が天井に回った、あるいはそれ以上になったという場合は、まず自分の身を守るということで避難をしていただくと。

また、いわゆる火災の速度——我々は延焼速度と言っておりますが、この延焼速度についても、建物構造、あるいは木造、あるいは耐火構造、準耐火というような形の中、あるいはその出火した状況、出火した当時の気象状況等についても延焼速度は変わってまいります。

以上でございます。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） しかし、火災警報器を設置すれば、火災が大きくなる前に警報で知らせてくれます。避難がそれによって可能になってくるわけでありますので、実際住宅用火災警報器が作動して、大事に至らなかったという事例は多いと伺っております。

さきの市長施政方針演説にも、関係機関との連携を密にして、設置率100%を目指すと言われているところでありますので、今後の対応に期待していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、ふるさと寄附金の、関連する寄附条例の導入についてであります。ふるさと寄附金の寄附状況について、先般の補正予算、総務委員会での審議の説明におきましては、平成20年度では78件――先ほど答弁ありましたが、寄附額は約186万円、平成21年度では45件、寄附額が約251万円、平成22年度では29件、寄附額が現在のところ約141万円と、こういうやりとりが、また、説明がありました。

そこで平成21年度のふるさと寄附金の活用状況についてですが、取り組む18の事業の中で、どの事業に充てられて、充当された寄附金の額は、どう配分されたのか、お伺いいたします。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほど御答弁で申し上げましたとおり、防府市の場合は事業を特定せずにご利用しております、その用途につきましても一般財源として活用させていただいているというところがございますので、各、どこの部署にどういった配分をしたというところまではお示しできませんので、御理解を賜りたいと思います。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） これ私のそうしたら勘違いになるんですかね。ホームページ、調べてみたら、平成21年度のふるさと寄附金の活用状況についてという内容のものが出てくるんですね。それをずっと調べて見ますと、皆様からいただいたふるさとへの思い（寄附金）につきましては、防府市が目指す「“元気”が織りなす大好きなふるさと防府」の実現に向けた取り組みのため、有効に活用させていただきますということで、防府市が取り組んでいる主な事業の一部を御紹介しますということで、大枠で5つの枠に分けてらっしゃって、それを数えて見ますと、18の事業がここに記載されているんですね。だから、この事業に使っていくと。

一つ一つ紹介すると時間がありませんが、二つ三つ紹介しますと、例えば交通安全対策施設整備事業とあって、「歩道整備は防護柵、反射光の設置など、交通安全施設の整備を行います」と、こう出ているわけですよ。それとか、廃棄物処理場建設の事業なんて、こういうふうに記載されているんですね。「平成26年の供用開始に向けて廃棄物処理施設の建

設を進める」とか。それとか、先ほど三原議員のほうからありましたけれども、地場産業振興事業としてデザインプラザ防府を中心に云々という、PRとか、販売力の強化の促進をするとか。それとか、工業振興事業ということで、工業の振興に必要なさまざまな支援や新たな企業立地に努めますと、こういう紹介があるんですよ。

ですから私はこの事業の中に、額的にはそう多くはないんですけども、どういう形で、これを見ると、何でも要するに防府市の事業を当てはめるなど。今、聞きますと、いわば一般的な事業の中に特定せず使っているんだということなわけですよ。果たして、こういう紹介がありながら、多く、全国の方が、これを紹介かけているわけでしょう。

しかし、その用途については不明確、こんな、要するに善意の寄附金が、このような用途がされているということ自体が、そうしたことを防ぐためにも条例を規定して、こういう事業をしましょう、こういう事業に基金を設けましょう、そして基金がこの額になったら次の年度で使っていきましょう、使ったものは公開しましょうということで条例を決めてですね、あとの事業については、この制度等、また要綱で決められて、こういう事業に充てていきますよと。しかし余りにも大きな事業に、どこに寄附金が充てられたかわからない。寄附をされた方々にとっては本当、どういう思いになられるのでしょうか。

やはり善意で寄附をされた、そういう思いを受けとめて、やはり身の丈にあった事業を、先ほど壇上でも申しましたけれども、執行部または行政、また議会、そして一般市民の代表者交えて、そうした選定委員会を設置をするとか、基金の額はこれだけの事業ですから、ここまでの基金にしましょうとか、そういったことをきちんと決めていかないと、貴重な自主財源でもある、またそうした善意の思いで、寄附をしてくださる方々に対して、ただPR、また広報活動に全力で取り組んでおりますと言われても、やはりそうした相手にそういう思いは伝わっていかないのではないかと思うわけであります。

その点について、ちょっと、あちらこちらの話に広がってしまいましたけれど、どうでしょう、総務部長。

○副議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） ただいま議員から御指摘をいただきましたように、寄附をされている方からいたしますと、使い道といいますか、そういったものをきちんとお示ししていきながら、寄附をいただく、また防府の応援をしていただくということが大変重要になってまいります。そこで市長の答弁でもお答えいたしましたように、ふるさと応援基金といいますか、そういったものをしっかりとつくっていくことを、考え方をもち、そういった条例の制定に向けて検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

なお、事業に充てる、事業といいますか、そういったものにつきましては、寄附をされた方のお気持ちもございましょうし、余り大きな事業に充てると期間が、10年先になっても自分の善意が事業に結び着かないというようなことにもなりますので、そういった適債事業といいますか、そういったことも精査していく必要がありますので、今後の課題とさせて、そちらのほうはいただきたいなど、そのように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○副議長（松村 学君） 23番、山下議員。

○23番（山下 和明君） まず、こうしたホームページを、ことしも、今回、こういった活用、ふるさと寄附金制度のさらなる活用ということで、防府市のホームページを開いた限りの話もさせていただきましたけれど、余りにも広過ぎて、大き過ぎて、どこが重点政策で、どこにその寄附金を充てられる、そういうものが伝わってこないわけでありまして。

先ほど申しましたけれど、3年間からの実績からすれば寄附額は200万円前後であります。当然、広報活動等進められて、額が少しでも大きくなるような努力はされるようでもありますけれども、それにしても、もう少し目的のある、また、その充当された事業が、寄附された相手方に見えてくるような、先ほど申しましたが、身の丈に合った事業を選定していくべきではなかろうかと思っておりますので、また、市民とも交えた選定委員会を条例等々の設置をされる場合には、基金も含めて検討をお願いをしたいと思います。メリット・デメリット、どう考えてもメリットのほうしか私には見えてこないわけでありまして。

これは先ほど壇上でも申しましたけれども、参考に、壇上で一つの案を、制度を申しました。これは大阪府の池田市の寄附条例を参考にさせていただいておりまして、池田市では寄附金は寄附者の意向に沿って取り組む数ある事業に基金を設けております。そして、一定の金額を積み立てた後に各事業へ充当しております。そして、毎年度、寄附の運用状況を公開しております。

本市でも同様、寄附金は善意の行為であり、貴重な財源である以上、ふるさと寄附金を有効的に、効果的に活用していく上で、また使途の明確性を保持していくためにも寄附条例は設置すべきであることを要望して、私の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、23番、山下議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） 次は、5番、中林議員。

〔5番 中林 堅造君 登壇〕

○5番（中林 堅造君） 私は平成会の中林堅造でございます。一般質問に入る前に、3月11日に起きました未曾有の東日本大震災において、大地震と大津波によりお亡くな

りになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項の1番目、これからの防府市のかじ取りについて質問いたします。

昨年の市長選挙で、市長は市民から3万1,471票ものとうとい票をいただかれ、市長として4期目のスタートをお切りになりました。そして、もう9カ月が過ぎております。

私は、6月議会、12月議会において、市長選挙と市議会議員補欠選挙で示された市民の意志であるはずの議員定数半減、すなわち議員が多過ぎるという民意について、そしてまた議員定数半減の実現を求める市民の会が提出された3万5,578人の名簿の重みについて、それぞれ議会で訴え、また市長の思いをお尋ねしてまいりました。

1月臨時議会において市議定数を27名から17名に、すなわち10名減の直接請求に基づく市議定数削減の議案提出のための意見陳述書を市民の会代表の阿部次男さんが、署名をなされた方々を代表いたしまして、30分間にわたり読み上げられたわけでございます。

私は、以下、そのことについて4点、次のように受けとめました。

まず、第1でございます。政治の原点はどこにあるのか。当然直近の民意にあるのではないか。

2点目、市長のいただかれた3万1,471名のその数よりさらに大きく上回る3万5,578名、しかも有権者の3分の1を超える署名の重みを防府市議会の議員の皆さんにしっかりと受けとめていただきたい。

3点目、議会は市民の声を受けとめて、そしてその民意を反映させるという責任を果たしてほしい。

4点目、防府市議会にはどうあってほしいのか、どのような対応をしてほしいのか。それは平成23年の1月臨時議会においての市民の多くが示された直接請求への対応から始まったと思われる。誇り高い、歴史に名を残す、そういう議会になってほしい。そして、議員の方々にはおのれを捨て、公である市民のことを先に考える英断をしてほしいと、そのように阿部会長は強く訴えられたと、そう私は受けとめました。

さて、市長、これからの防府市のかじ取りについてですが、施政方針でも述べられたように、「これまでの3期12年プラス4年の、4期目の市長ではなく、1期目の新人市長、改めて初心を忘れることなく、防府発展のため、市民の皆さんのために一生懸命働いてまいる」と述べておられます。

冒頭述べましたように、市民との約束でもある議員定数大幅削減について、これまでの

いきさつなりを私なりに整理させていただきました。

市長は、2月15日付の市広報において、市長からのメッセージ、「民意について考える」の中で次のように書いておられます。

1月19日、臨時議会最終日において、市民の会から出されていた市議定数10名減の直接請求に基づく議員定数削減の議案が採決されず、またしても市議会特別委員会において継続審議されることとなりました。

市議会や市議会特別委員会は、直接請求の代表者等からの意見を聴く機会を設ける方針とのこと。そもそも直接請求によって、それも地方自治法で定められている有権者の50分の1を大きく上回る、有権者の3分の1を超える3万5,578名もの自署押印された民意がありながら、今また意見を聴こうと言われるのは、ただいたずらに時間を費やすだけとしか考えられないのですが、どのようにして更なる民意を聴こうと言われるのでしょうか。この議案上程にあたり、議場において私はみずからの意見を述べるのが一度だけできましたが、ぜひ特別委員会において対等の立場で議会の皆さんと議論したいと思っております。しかしながら、市広報12月15日号の市長メッセージでもお知らせしておりますとおり、“市議会”はその定数を決めるのは議会がすることと考えておられ、「議員の数が多過ぎる、何とかならないのか」という市民の皆様の素朴な思い――民意にこたえていない、と私は思います。そして同時に、“この問題こそ住民投票によって決めては如何か”と強く感じているところです。市民の皆様方のご意志をはっきりと示すにはこの方法が一番と考えており、市民の皆様と共に真剣に考えていきたいと思っております。

以上、全文を引用させていただきました。

今回、初めてFMわっしょいに議会の声が流れています。市民の中には、この市広報を見落とされた方もあったかも知れません。私は市長のこのメッセージを読み、またある受任者の言葉を聞き、改めて署名簿の縦覧について考えさせられました。市民の会の署名簿縦覧という高いハードルのことを考えてみました。縦覧なされた議員さんもいらっしまったと思います。署名してくださった市民の皆さんは、いろいろな地元の議員さんの目にさらされることを覚悟の上で署名をなされた、そういった方々も本当に多かったと思います。覚悟の上で署名をとすることは、裏を返せば、「どうぞ私も署名していますよ、見てください」とおっしゃっている。ある受任者の言葉、「これは筆跡も大事だろうけれども、筆跡がどうのこうのとおっしゃる前に、縦覧なされたのはそのほうがもっと大事と思わんですか」という言葉でございます。多くの市民がそういう意志を示しておられるわけです。この堂々とした意志を議会はないがしろにしてはいけないと私は思います。市長もそうお

っしゃっていたとは思いますが、この3月議会一般質問、最後の今の思い、そしてこれからの防府についてお聞かせください。

2つ目の質問に入ります。平成23年度の予算書から2点、お尋ねいたします。

まず1点目です。山頭火ふるさと館についてお尋ねします。市長ローカル・マニフェストの中では少し立ちおくれていたものであったと思います。基本計画策定ということで予算がついておるようです。山頭火ふるさと館設置検討協議会に示されている内容を見ますと、相当広い場所が必要にも感じられたわけであります。

4日の本会議における質問にもありましたように、立地場所についてはなかなか決めにくい面もありそうです。基本計画策定の進め方について、そのことについて教えていただきたいと思います。平成24年度は基本設計、実施設計ほか、平成25年度建設工事と参考としてスケジュールに載せてあります。スムーズにいけば関係者の皆様にとっては大変な朗報となるわけです。24年度基本設計とは新築を前提に考えての進め方なのでごいまいしょうか。山頭火の小径付近には広い敷地を持った旧家など、いろいろと選択肢も広げた考えもできそうであります。

また、国あるいは県の補助金など、私が言うまでもなくお考えになっていらっしゃると思いますが、その点はどうぞいまいしょうか。

次に、宮市保育所についてお尋ねいたします。

昭和48年、建築されて、老朽化が著しいとのことで、全面改築ということ、木造平屋建てで延べ床面積約820平米、坪にすると約248坪になると思います。以前の建物よりも66平米広く、しかも平屋でということ、とてもゆったりしたように想像できるわけですが、定員はそのままでしょうか、概要にはそう記してありますが。ゼロ歳児から5歳児まで、一緒に仲よくというのはなかなか大変だろうと思いますが、設計段階においてどのように配慮がしてあるのでしょうか。周辺環境と調和のとれた施設ということなので、地域の皆さんには待ち遠しく、期待も膨らむことでしょう。近くに福祉センターもあるのですが、防災の面での役割はどうでしょうか。

以上で、壇上での私の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） それでは御質問にお答えをいたします。

まず、最初に、市議定数半減、大幅削減の課題についての今の私の思いについての御質問でございましたが、今議会一般質問におきまして、私の市政運営に関する多くの御質問に答弁させていただいてまいったところでございますが、中林議員が最後の質問者でござ

います。改めてここで、この問題に関する私の基本的な考えを述べさせていただきたいと存じます。

まず、「民意」についてのお尋ねでございますが、民意とはこの言葉の示すとおり、市民の御意志——民意ですね、であり、市民の御意向——民意ですね、であります。この市民の御意志、市民の御意向であるところのその民意に対し、我々のように選挙でもって働く場所を与えていただいている者は、まずは謙虚でなければならぬと私は思っております。市民の御負託を受けた私たちは、民意を酌み取ることに最大限の努力と心配りが必要ではないかと存じます。

また、それが4年に一度の選挙のときだけの努力ではなく、この民意が毎年、日々変化していることをも認識していかななくてはなりません。私たちが行う政治や行政は、常に市民の意志に沿ったものでなくてはなりません。選挙により政治の現場へ送り出していただいたその日から、支援者の方々のお心がどこにあるのかを常に注意をし、支援者の中に入るべきでありましょう。

選挙の折には自分の政策や個々の課題についての自分の考え方を市民にお訴えし、そして当選後には、御支持のもとに、その民意に沿って政治活動を続けていかなければならないと基本的に考えております。したがって、その市民の民意を確認することができるのが選挙であり、また先般の住民の皆様方からの直接請求ではなかったかと存じます。

一般的に民意を確認できるのは、やはり直近の選挙結果でしかないのではないのでしょうか。議員の皆様方にはこの点は十分御理解をいただいていることと存じますが、私の政治活動、政治生活30年は、常にこの民意を柱として考え、行動してまいった30年間でございますし、これからもそのようにあり続けたいと、堅く心に誓っております。

今議会一般質問におきまして、数名の皆様のお質問に答弁させていただいておりますように、私も、御承知のとおり、市議1期4年、県議3期11年2カ月、通算15年2カ月の地方議会の経験者でもございます。そうした経験からもあえて申し上げさせていただきますと、代表民主制における代表である議員は、すべての行政課題について、支持者から全権を与えられているわけではないのでありまして、その代表の皆様のお合議体である議会は、一刻も早く直近の民意に対して謙虚であってほしいと、市民の皆様が願われているということでございます。

そのような中で、中林議員には昨年の市議補欠選挙において、市議定数半減を公約として市民の皆様にお訴えになられまして、その結果、信任を得られ、この席にいらっしゃるわけでございます。私は中林さんの御意見のとおりだと思って、聞かせていただいていたところでございます。

さて、私は市長就任時より、本市の将来を見据えるとともに、市民の皆様からの御要望が大きかった行政改革に、市民の皆様の御協力をいただきながら、全力を傾注して取り組んでまいりました。私ができる行政改革として、まず最初に、執行部局における事務事業をその時点において徹底的に見直しまして、行政サービスを低下させることなく、効率的な行政運営を行うことによって、職員数の大幅な削減が可能となったものでございます。

当然のことではございますが、これら困難な行政改革を進めていく上では、市民の皆様からの御提言をもとに進め、そして議員の皆様方からも貴重な御意見を賜りながら、可能なものはできる限り採用させていただいてきたと存じます。おかげをもちまして、現在では県内各市の中でも上位と言われる財政状況となることができいております。

しかし、この現状に満足しているわけにはまいりません。市民の多くの皆様が望まれているこのふるさと防府市が、今後も合併をせず、幾久しく単独市政を続けていくためには、私はこれまでの行財政改革をさらに進化させ、聖域なき行政改革の断行がぜひとも必要であると考えているわけでありまして、このことは既に数年前から、議会におきましても折々に申し上げているところでございます。

そして、昨年の市長選挙におきまして、この点を公約として明示いたしまして、市議会議員定数の大幅削減を市民の皆様にお伺いし、結果的に多くの市民の皆様からの御賛同を得て、私はお約束を果たさなければならない責任をいただいているわけでございます。

議会議員大幅削減は二度の民意――すなわち昨年の私の市長選挙、そして昨秋、昨年の秋の直接請求によって示されております。

本市議会におかれましては、この厳然たる事実を謙虚にお認めになられ、的確な御判断をされることを市民が注視されておられますとともに、全国の方々が注目しておられることをあえて申し上げ、この点における私の考えを述べさせていただきました。

次に、平成23年度予算書についての御質問でございましたが、山頭火ふるさと館のお尋ねについての御質問にお答えをいたします。

議員御案内のとおり、山頭火ふるさと館の建設につきましては、平成18年の市長選挙におきまして、公約に掲げ、建設に向けて、取り組んでおります。この間、平成19年から20年にかけて、山頭火ふるさと会の皆様と建設場所や運営方法等について協議を行ってまいりました。そして、平成21年度に入りまして、関係団体からの推薦委員や一般公募委員、学識経験者からなる（仮称）山頭火ふるさと館設置検討協議会を設置いたしまして、この協議会において、6回にわたりまして、基本理念や基本的な機能、立地場所などについて御協議いただいた後、昨年1月に（仮称）山頭火ふるさと館基本構想報告書として提出をいただきました。

この報告書の趣旨を尊重し、山頭火ふるさと館の建設を進めるべく、昨年5月の市長選挙の公約にも改めて掲げさせていただき、本年度は建設場所、建物の規模、運営方法等について、関係する各部において協議を行ってまいりました。

建設場所につきましては、報告書では、山頭火の生誕地から防府天満宮参道そばのまちの駅付近までを候補地とされております。このことを踏まえ、また山頭火ふるさと館には山頭火を顕彰・保存するという目的のほかに、市内外から多くの方に訪れていただき、防府市をPRするという側面も望まれることから、防府天満宮や宮市本陣兄部家、周防国分寺、まちの駅「うめてらす」等、本市の誇る史跡や観光施設などとの相乗効果を得られる場所ということで、防府天満宮周辺の山頭火の小径に近い場所に建設したいと考えております。

また、報告書では、建物の基本的な機能として、顕彰に関する機能、発信に関する機能、保存・継承に係る機能、親しみ・伝えるための機能、連携・波及のための機能を掲げておられます。建物は、これらの機能を満たすものとして、規模や設備の内容等をこれから決めてまいることとなりますが、他市の施設も参考に検討した中で、現時点で延べ床面積は500平方メートル程度が適当ではないかと考えております。

今後の工程といたしましては、来年度に基本計画の策定を、23年度でございます。再来年度、24年度に基本設計・実施設計を、そして平成25年度に建設をする方向で進めてまいりたいと考えておまして、平成23年度予算において、山頭火ふるさと館整備事業として、基本計画策定業務委託料と資料調査等のための旅費を計上いたしております。

基本計画の策定につきましては、基本構想を踏まえ、施設計画、展示計画、管理運営計画などを業務委託により取りまとめまいります。建物は、既存の建物を利用するという 것도選択肢の一つではございますが、基本的には新築の方向で考えております。

また、財源につきましては、国の補助等も活用することができないか、現在検討しているところでございます。

報告書に掲げておられます「山頭火をうたい 山頭火にしたしみ 山頭火をつたえるふるさと館」の基本理念に基づき、山頭火を顕彰するとともに、防府市を全国に情報発信し、広くPRすることができる、また市民の皆様にも愛される山頭火ふるさと館にしたいと考えておりますので、議員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、宮市保育所改築事業についてのお尋ねでございましたが、現在の宮市保育所は、昭和48年に建設したもので、築後38年が経過し、老朽化が著しくなっておりますので、子どもたちの安全確保のため、全面改築することにいたしました。

改築に当たりましては、「安全・安心で、子どもにやさしい保育所」、「環境にやさし

い保育所」などを基本理念といたしまして、新園舎を建築することにいたしております。

まず、定員についてでございますが、全体の延べ床面積が広がっておりますが、保育室自体の面積はこれまでと同程度でございます。現在の園舎に子どもたちの玄関、いわゆる昇降口はなく、靴箱を各保育室の前に置いて、子どもたちは外から直接各保育室に出入りをしておりましたが、防犯上の安全を考え、外との出入りは1カ所から行うように、玄関、昇降口を新たに設けることにいたしております。

また、保育所に求められている役割の一つに、悩みや不安を抱えている親御さんとの相談機能がありますので、相談室を新たに設けることにいたしております。調理室には厚生労働省の定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に沿った下処理室、食品庫を新たに設けることにいたしております。また、これまで発表会などのときに手狭であった遊戯室を少し広げる予定にいたしております。全体面積が大きくなっておりますのは、このように新たな機能を設けたことなどによるものでございます。

定員につきましても、防府市は待機児童はおらず、また民間の保育所も充実しておりますので、現行どおりとすることにいたしております。

次に、ゼロ歳児から5歳児まで一緒に仲よく過ごすための建築上の配慮ということでございますが、新しい園舎は環境に配慮し、木造平屋建てとするとともに、現在の園舎の南側にございます大きなクスノキやカシノキを囲んだような、コの字型で建築することにいたしております。その木々の北側がゼロ歳から2歳児の保育室、南側が3歳から5歳児の保育室となりまして、間に中庭があるような形になります。また、園舎内では遊戯室が中間にあるような形になります。この中庭や遊戯室で、大きい子どもと小さい子どもがともに触れ合い、仲よく過ごしていただけるのではないかと考えております。

最後に、地域における防災の面での役割ということでございますが、保育所は小さな子どもたちの安全が第一でございますので、防災の拠点となるような働きは難しいと考えております。しかしながら、これまでと同様、他の地区で避難勧告が発令され、休園となった保育所の子どもたちの受け入れを積極的に行うなど、公立の保育所としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（松村 学君） 再質問どうぞ。5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） 私は6月議会で、平成20年11月の一般選挙の議員定数公約を掲げて、そしてそれを公約の中に議員定数を掲げて戦われた方はたったの3人であったというふうに6月議会で言いました。残りの方々は一切触れていっしゅうなかったということも6月議会の壇上で述べさせていただきました。

私は、先ほど市長のお答えの中にあるように、選挙公約に議員定数半減を掲げて戦わせていただきました。市民の皆様から、そうした結果で議会へ出させていただいたものでございます。市の行方をちゃんと公約に示して戦う選挙をしなければいけないと思っておるわけですが、その平成20年度選挙において、そのような戦いにはなっていないかなというふうに私は思っておりますが、市長はどのようにそのときのことを感じていらっしゃいますでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） お尋ねの平成20年の市議員さん方の選挙もさることながら、私は、その前の平成16年の秋に行われた市議員さんの選挙をいつも思い出すわけでございます。それはその年の4月26日に、法定合併協議会が瓦解をしてしまいました。要するに防府市は、どことも合併することない道を選んだわけですが、その厳しい、春が終わり、夏が過ぎて、秋に行われた市議会の選挙のことを私はいつも思い出すわけでございます。

その市議会の選挙においては、あれだけ大騒ぎをし、あれだけ重大な関心であった県央合併の問題について触れられる議員の方は実に少なかった。もしかしたら皆無ではなかったかとさえ私は思っております。よきにつけ、悪しきにつけでございます。どちらでもいいんですが、それぞれのお考えを述べていただきたかったなと思っております。

そして、直近の20年の市議会議員の選挙においても――あのときから選挙公報なるものが出されたわけでございます。それにおいて議会改革をということを述べられた方はほんにわずかしかなかったというふうに考えております。

それから2年しかたっていないわけですが、私は私なりに、その新しい現在の議員さん方の中において、私は選挙の折にいろんなことを述べていくことは極めて大切なことではないかということを申し上げておりますし、現に私は、それを実行し、22年の市長選挙においては市議定数のことに触れさせていただき、18年の選挙のときには、合併しないでちゃんとやっていけるんだということをお示しをして、御負託をちょうだいしたと、そのように思っております。

まさに選挙に臨む私どもは、その任期をちょうだいした間、何をしていくかということをも明確に訴えて、そして選挙に臨むということが極めて肝要なことではないかと、そのように考えております。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） 私は議員にならせていただく前から次のようなことを思っておりましたし、市民の皆様方もほとんど同じような思いではないかと思うんですが、それは

次のようなことをございます。

国会議員は国のために働き、県議員は県のために、市議会議員は市のために、そういう議員でなければならないし、そういう議員になって、その議員の仕事を頑張ろうと、そういうふうに思っておったわけをございますし、そういうふうに思う市民の方が本当にたくさんいらっしゃると思います。

そこで、議員の数が減るということで地域の声が聞こえにくくなると、金科玉条のごとくおっしゃる方々が多いわけですが、地域には自治会組織もあれば、いろんな任意団体もあったり、あるいは市当局も地域コミュニティ活動の推進をうたってきておられます。私は議員にさせていただいて以来、まだ9カ月でございますが、市民の考え方に対しては一番近い者じゃないかなというふうに思っております。市長と議会との対立というよりも議会と市民の目線の温度差というようなことのほうがより強いような気がしておるわけをございますが、このあたりについて市長はどのように思っておられますでしょうか。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は全く同感でございます。聞いておられる議員の方々の大半がおもしろくないと思って聞いておられるかもしれませんが、ここは極めて肝要なところでございます。どうか市民の目線に立った、また市民のお心が那邊にあるかということに常に意識をしていただきながら、今議会で御審議いただいております議案につきまして、しっかりとしたお答えをちょうだいいたしたいと、そのように切望いたしております。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） それでは、最後の質問でございます。

市長は、市広報に――先ほど私は全文を壇上で紹介させていただきましたが、3月1日号は285回目でありました。その1つ前の284回目のメッセージを申し上げましたように、壇上で全文を出させていただきましたが、その内容について、市民はどのような反応があったのか、そういう電話なり何かあれば教えていただきたいと思っております。

○副議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 日々さまざまな形で、私が本当に全く存じ上げないようなお方からも強い御激励をちょうだいしておるところでございます。

○副議長（松村 学君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） この項は以上で終わりたいと思っております。

それから、平成23年度予算書についてでございますが、私にとりましては、市長のお答えが大変丁寧にお答えをしていただきましたので、再質問はいたしません。ありがとうございます。

私の質問を終わります。

○副議長（松村 学君） 以上で、5番、中林議員の質問を終わります。

---

○副議長（松村 学君） これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は3月25日、午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほど、お願いいたします。

午後3時 1分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年3月14日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 河 杉 憲 二

防府市議会 議員 田 中 健 次